

平成15年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成15年6月10日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	堯田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野瑤一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、2番、松田議員の一般質問をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 質問をさせていただきます。

まず初めの質問は、合併問題をめぐる対応と基本的な認識についてお伺いをするわけですが、まず初めに、広域7町による住民発議の合併協議会が設置をされて、6月8日に第1回の協議が開催をされ、これから毎月1回のペースで協議が開かれるようではありますが、この合併協議会に臨むに当たっての町長の基本的な姿勢をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今般、住民発議により合併協議会が設置されましたが、去る2月の臨時議会において、合併協議会設置についての議案に意見を付しておりますように、合併することを既定の事実とするものでなく、合併そのものの是非を含めて議論をする必要があると考えております。また、これには、住民の視点に立った情報提供が不可欠であり、合併の是非を判断するに足る情報を町民の皆さんに提供してまいりたいと考えております。

また、合併協議会における議論の中で、住民の皆様とともに斑鳩町のまちづくりの道筋について、一定の方向を導き出すよい機会であるとも考えております。

このことから、合併論議が常に住民の視点で行われることを第一に考え、市町村合併調査研究特別委員会にも常に詳細な情報をお伝えし、活発な議論が行えますよう配慮してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 合併協議会が毎月1回のペースで開催をされるということが原則として確認をされているようではありますが、この合併協議会の議論の手順についてどのように考えられているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ご承知のとおり、合併協議会では、合併すること自体の是非を含めて、新市の名称、事務所所在地、時期や新市建設計画などの法定協議項目をはじめ合併市町村に関する事項の全般にわたる調査研究、協議を幅広く行う必要があります。その中でも、新市の名称、事務所所在地などにつきましては、最も重要な問題であり、十分検討をする必要があると認識しているところであります。これまでの他の合併市町村の事例では、協議会の一部委員で構成する小委員会に付託し、調査、審議を重ねることが多く、当合併協議会におきましても、そのような方向で進められていくものと考えております。

一方、合併市町村の将来に関するビジョンとなる新市建設計画は、住民の合併の適否を判断する上で大きな役割を果たすものでありますことから、住民意向に沿った素案づくりを基本に、その作成に当たっては、計画策定にかかわる協議内容の情報提供、またそれに伴う意見募集など、住民と一体となった策定を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、合併協議会での財政のシミュレーション、あるいは新都市計画案の作成について、その時期はいつごろに想定されているのかということについてお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 市町村合併の特例に関する法律第5条第6項で、住民発議により設置された法定協議会は、設置後6カ月以内に市町村建設計画の作成、その他合併に関する協議の状況を公表しなければならないとされており、年内を目途として財政シミュレーション及び新市建設計画素案（将来構想）を公表できるように進めていかなければならないと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 財政シミュレーションの関係は、どういう形で提供されていくのか。私どもの認識としては、7町が合併した場合の財政の状況と、現行単独で斑鳩町が現状のような形で今後進んでいくという場合の財政のシミュレーション、この2通りが提示をされて、このことをにらみながらいわゆる将来のビジョン構想をどうしていくかということの判断材料にされていくように私は思うんですが、そういうことになっているんではありませんか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 合併協議会の協議結果をもとに、7町が合併した場合と、このまま単独で存続した場合の2通りの財政シミュレーションを作成しますということでございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、この財政シミュレーションの関係については、私どもの認識をしていることとほぼ同様であるということを確認をさせていただきたいと思いますが、問題は合併協議会に斑鳩町から7人の委員の皆さんがおいでになっている。7人の委員の皆さんがおいでになるわけでありませけれども、斑鳩町の代表としてどう合併協議会に臨むのかということについての意思確認などが行われるのか、あるいは委員それぞれの個人の立場において意見の表明が行われるように参画をされていくということになるのか、その辺についてお聞かせをください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 委員相互間の意見調整についてでございますが、委員それぞれの見識から合併協議会において意見を述べていただくものと考えております。参加される委員の方々には、個々それぞれの見識からご意見をいただき、住民、議会、行政がこの合併問題につきまして、活発な議論をしていただけるものと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） このような合併協議会での選択肢の問題でありますけれども、7町の合併の是非のみを問うことになるのか、あるいはその他の選択肢も含まれているのかどうかということについての見解を聞かせてください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 合併特例法第4条の2に基づく住民発議がなされ、6月8日に、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会が設置された以上、当合併協議会の中では、7町合併の是非という2つの選択肢しかないものと考えますが、合併の是非をめぐっては、他の合併のパターンなども議論されていくこともあろうかと考えます。

町としましても、まずは7町の枠組みで協議を行い、直接住民の意向を確認し、合併の是非について一定の結論を出してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 住民に対する十分な情報の提供と説明会を行うというふうを考え方が述べられているわけでありましてけれども、具体的にはどのような方法で取り組まれていこうとするのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（森河昌之君） 小城町長

○町長（小城利重君） 合併問題については、情報の公開と住民参加が不可欠であり、住民の視点に立った情報の提供が第一であると考えております。このことから、合併協議会だよりの発行、合併協議会ホームページの開設、7町の広報紙等の活用などにより、市町村合併に関する広報活動を積極的に行ってまいりますとともに、一方的な情報提供だけではなく、意見交換の場としての住民説明会などの実施も行ってまいります。

また、新市建設計画の策定の際には、住民の意向に沿った素案づくりが重要でありますことから、住民アンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 合併の是非にかかわらず、斑鳩町が重要施策として掲げておりますパークウェイ整備事業、あるいは総合福祉会館の建設、JR法隆寺駅を含む駅周辺整備事業、公共下水道事業等は計画どおり積極的に実現に向けて努力をされるべきものだと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 本町が重要施策として取り組んでおりますパークウェイ整備事業、総合福祉会館の建設、JR法隆寺駅を含む周辺整備事業、公共下水道事業につきましては、斑鳩が持つ固有の自然や歴史、文化を大切にし、住民の誇りと愛着が育まれるような質の高い個性的なまちづくりを進める上で欠くことのできない事業であります。

これら事業につきましては、合併するしないにかかわらず、斑鳩町の将来を展望する中で必要な事業であり、私の5期目の再重要課題として取り組んでいるところであります。財政環境が不透明な中、時には困難にも直面することもあると思いますが、これらの事業の実現に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） この法定協議会は、設置6カ月以内に市町村建設計画を作成し公表するとしておりますけれども、この新都市建設計画は目標年次を何年というふうに考えておいでになるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 新市建設計画につきましては、先ほど申しましたとおり、合併協議会にこれらの住民の意向に沿った素案づくりが行われるところでもありますので、その目標年次は今後合併協議会にて議論されると考えておりますが、ただ他の合併協議会の状況では、10年間を目標とする団体が多く、当合併協議会においても、平成17年度から10年程度の目標年次になると思われま

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 新都市計画の構想発表が、目標年次をどこに置くかということが、極めて住民判断の上からも私は大切な点になってくるんだと思います。特に私どもは、斑鳩町は平成22年を目標に第3次斑鳩町総合計画を策定をしております。そしてこのことは、議会の議決も得ているわけでありま

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、第3次斑鳩町総合計画に掲げる施策につきましては、合併するしないにかかわらず、斑鳩町の将来を展望する中で必要な施策であると考えております。そのため、新市建設計画にも当然盛り込まれるべき事項であると考えております。ただし、他の6町それぞれの総合計画との調整、また行政区域が広域化することにより、その利点を生かすための地域の整備方針や財政計画の変更等を考慮すれば、多少の見直しもあるのではないかと

いずれにいたしましても、新市建設計画は、合併後の新市の将来像を示す重要な計画でありますので、策定に当たりましては慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 合併問題をめぐります手順なり対応について、合併協議会がこれから運営されていくについての取り扱い手順などについてお尋ねをいたしました。合併論議が常に住民の視点で行えることを第一に考えるという町長の姿勢については、評価をしたいと思います。

また、合併市町村の将来に対するビジョンとなる新市建設計画が、住民の合併の適否を判断する上で大きな役割を果たすものでありますことから、住民意向に沿った素案づ

くりを基本に、この作成に当たっては住民と一体となった合併を行っていくとの考え方も示されておりますが、ぜひそうであってほしいと思っています。

その上に立ちながらも、市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項で、住民発議により設置された法定協議会は、設置後6カ月以内に市町村建設計画の作成、その他合併に関する協議の状況を公表しなければならないとし、年内を目途に財政シミュレーション及び新市建設計画素案を公表できるように進めていくというふうに述べられているわけであります。この新市建設計画の素案公表の段階で、市の名称や市役所所在地なども提示されることになるのかならないのか、また一方的な情報提供だけではなくて、住民説明会や住民アンケート調査を実施していくとも言われていますが、これが実施をされる時期と、アンケート調査の目的と内容というものはどういうことが考えられているのかということについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、松田議員のご指摘でございますけれども、この年内を目途としての財政シミュレーション及び新市の関係等についてでございますけれども、その段階で市の名称、所在地が明らかになるのかということについては、一応はこういう目途としておりますけれども、なかなかそういう状況になれない。また、私としては、恐らくその住民アンケート等の関係等について、いろいろと議論が出てくるのではないかな。あるいはそういうことの経過を踏まえながら、一応この中では、法律第5条第6項の中ではそういうふううたわれてますけれども、いろいろと活発なご意見が出てくるのではないかなと思っております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 6月の8日に第1回の合併協議会が持たれて、いろいろこれからの手順などについて確認をされたようであります。私は、奈良新聞と読売新聞しかとっておりませんが、それぞれ第1回会議の様子が報道されております。

そこで、若干ニュアンスが違うというふうに思われますのが、アンケート調査の実施の時期について、一方では直ちにこのアンケート調査を実施をして、いわゆる新都市建設計画構想に役立てていくように調査を行うというような報道も一方ではされておりますし、一方では、この後の是非を、いわゆる合併の是非を問うためのアンケート調査であるかのような受けとめ方ができるような記載の仕方がされている向きもあります。

このアンケート調査の内容なり実施の方向なり、あるいは目的なりというものが、新

都市計画構想をつくるためのアンケート調査であるのか、あるいは合併の是非を問うためのアンケート調査であるのか、あるいはそのことの、今後これから審議を進めていくに必要な前段の意識調査として行おうとするものなのかということによって、私は大きくこのアンケート調査の内容、性格が変わってくると思うんです。この点について、必ずしも新聞報道で見ます限りにおいては、はっきりしているように思えません。

したがいまして、第1回の会議で、場合によってはこれからアンケート調査の扱い方など次回の委員会で決めるんだというふうにも書かれている向きもありますけれども、必ずしもこの2つの新聞を対照してみますときに、受けとめ方がそれぞれ違うような感じがいたしています。

こうした面から、このことについて、一体事実はどうなのかということについてお聞かせをいただきたい。これは通告をしていませんので、改めて申し上げることで恐縮でございますけれども、わかっている範囲でお答えをいただきたい、こう思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 昨日の一般質問の中でもお答え申し上げましたように、第2回目の関係等について意見がございまして、第2回目の関係等については、できるだけ議案書等そういうものを早く、1週間、2週間前までにもらえないかという質問がございました。その中で、事務局がお答えいたされたのは、その他の中で、7月2日、今回は、アンケート等の関係についての皆さん方からご意見をいただきたいということだけの話でございましたから、中身等についてはまだ詳しくわかっておらないわけでございます。いずれ、7月2日の三郷で行われる第2回の法定協議会の席上で、そういうアンケートの中身等がどういう形になるのか、そういう議論になってまいると思っております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 読売新聞のこの記事では、結局会議では、合併特例法の期限が切れ、期限切れに間に合うように住民のアンケートをとって、結果を踏まえて新市の建設計画をつくることで合意をしたと、こういうふうに言っているわけですね。そうしますと、先ほど言いますように、合併設立後6カ月以内に新市構想を公表しなければならない、あるいは審議の過程を公表しなければならない、こういうことになっていることからすると、この住民アンケートというのは早速かかっていかなければならんということに受けとめられると思うんです。そうしないと、新都市計画構想を発表する段階に、つくっていくために間に合いませんから、そういうことになってくると思う。ところが

、一方では、何か是非を論じるような関係が言われている。そして、2回目の会議でアンケート調査の実施方法などを決める予定だ、こういうふうに行われているんですがね、この辺のところは非常に私は大事なことはないのか。

それで、住民も最も、いつアンケートをとってくれるのか、どんな方法でアンケートがとられるのか、またこの結果がどう出るかによって、協議会に出席をされる委員の皆さんの態度というものもそれなりに明確化してくるのではないかと、こういうふうに思われるんですが、この辺のところを曖昧にしたままで会議が何回も続行されていきましても、これは結局行政サイド、委員会においでになる人々の作業の手順によってどんどん進んでいくというふうな懸念が出てくるのではないかと、この辺について、再度くどいようでありませうけれども、お聞かせをいただきたい、こう思います。

したがって、先ほど言われますように、住民の目線の上に立って住民サイドの議論ができるようにしていこうとするならば、こういう手順の関係についてより明確に、あいまいさを残すことなくして住民の前に提示をしてその手順を明確にしようということが、私は最も大事ではないのかというふうに思うんです。この辺について、再度くどいようでありませうけれども、お聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 松田議員のおっしゃっていただくことは十分わかるわけですが、ただ第1回目の法定協議会の中で意見が出た中で、事務局から、その他の中で次の関係等については、2回目はアンケートの関係の内容等について精査をしてほしいということですのでございますから、いつそういう段階に住民にアンケートをとるのか、そういうことについても、恐らく今新聞等書いておる中では、事務局等逆算しての話だと思っておりますから、当然やっぱりその2回目の中でまとめられたものを早く住民アンケートに付してまいると私は思っております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） では、今まで、合併協議会が発足をいよいよした、これからどう取り組んでいくのかということを中心にお尋ねをしてみました。しかし、必ずしもこれからの取り扱い、手順について、漠然とした関係ではご説明があるようではございますけれども、具体的にどうやっていこうかということについては、まだ今なお明確になっていない要素が非常に多いような気がするんです。

ところが、法定期限といたしております平成17年3月までということを一応の目標として考える場合に、このようなことで対応と手順というものが果たしてできるんだら

うか。基本的な認識として、住民サイドで事を進めていく、住民の意向を十分尊重し、それらの施策を十分取り入れながら新都市構想を、計画構想を立てていく、そしてそれをお示しをし説明会などを行っていくと、こういうような手順を考えていきますと、少なくとも6カ月以内ということは、12月までですよ、12月までに新構想ができてくる、そしてそれらができてから初めて僕は説明会になっていくんだと思うんです。説明会の持ち方によっても、校区単位になるのか、自治会単位になるのか、それもわかりませんが、そういう関係があと16年度に残されていくという形になってきて、時期的に考えてみますと、極めて短時間に事を、期限までにしようとすればですね。そこで、町長はしばしば、期限にこだわらんと十分に考えていくんだというふうに言っておいでになりますから、そうなってくればもう少し別なんですけど、期限にこだわらないという関係については、7町が共同歩調でなければ、そういうことは言われてみても、ただ個人的な見解にすぎないということになると思うんですけども、7町全体がそういうような立場に立ちながら対応していこうとしているのかどうか、この辺のところが今後の具体的な審議を行うに当たって極めて重要な課題になってくると思うんです。

したがって、私は、これ以上は申し上げませんが、せっかく基本的な原則を確認をしながらも、それらのことが完全に行うためには時間的な余裕がなく、消化不良になるようなことのないように、そしてただ単に事務的に行政サイドで合併に向けての準備がどんどん進んでいってしまうということで住民の不満を醸し出すようなことのないように十分な配慮を願っておきたい、こういうふうに思います。

本日の段階においてはその程度でとどめておきたいと思いますが、今後は議会が持ちます合併協議会などで、その都度ご報告を聞きまたご意見を言わせていただく、こういうことにさせていただきたいと思います。

次に、都市計画街路法隆寺門前整備にかかわる取り組みの現状などについて質問をさせていただきます。

私は、この問題について、議会が特別委員会に審議付託をされているということを承知をしながら、陳情第4号による指摘事項を私なりに整理をし説明を求めていきたいと考えております。

具体的な質問に入ります前に、奈良県から出向し、斑鳩町都市建設部長としてご苦労をいただくことになりました北村部長のご尽力に期待をいたします。北村部長が、斑鳩

町の都市建設部長に就任される時、前任の鍵田部長から、法隆寺門前整備の整備にかかわって広場事業等の経過と現状について引き継ぎをお受けになっているのであろうかどうかということについて、まず初めにお聞かせをいただいております。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議員のほうから、ただいまねざらい、また激励の言葉をいただきまして本当にありがとうございます。

私はこの4月に都市建設部長になるに当たりまして、前任者のほうから、都市建設部が所管しており、諸事業の現状、懸案事項等について引き継ぎ、また概要説明を受けております。その後、これらの内容に関しまして、担当各課とヒアリング等も行いながら、諸事業の実務に取り組んでおるところでございます。

したがって、議員ご指摘の法隆寺門前線の整備に係る広場事業の取り組みについても、引き継ぎを受けておるところでございます。

しかしながら、もろもろの日常業務をこなす中で、この2カ月間、個々の事業の詳細について、まだまだ十分な把握はできてないというのも実情でございます。ただ、これまで町が取り組んできました諸事業につきましては、今後停滞することのないように事業の着実な推進に向けまして、私自身ぎりぎりでございますが、精いっぱい努力していきたいと考えておりますので、その点につきましてはご理解いただきたい。また、今後議員の皆様方にも何かとご指導を賜りますようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、まだ着任して間もないときにこういった複雑な問題を質問することによって十分ご理解をいただけない向きがあるかもわかりませんが、その分については私どもも十分理解をいたしますので、わかっている範囲、ご理解をいただいている範囲においてお答えをいただければ幸せだというふうに思います。

それでは、法隆寺門前線の整備にかかわる広場事業の取り組みの現状について、まずご説明をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 都市計画道路法隆寺門前線につきましては、法隆寺周辺の観光客や地元住民の交通安全を図ることから、国道25号から南大門前の約365メ

ートルの区間を5.2メートルの幅をもって、昭和42年に県が事業主体ということで都市計画決定を受け、整備されてきております。

法隆寺門前広場整備事業につきましては、法隆寺門前周辺の歴史的なたたずまいをもたらすための風致景観の維持、保全とともに、観光振興を促進するため、南大門前にて法隆寺門前線の東西両側で4.4メートル幅において、町が事業主体として昭和45年に都市計画決定を受けまして、平成2年から3年にかけて西側部分の整備を完了いたしております。

しかし、法隆寺門前線及び法隆寺門前広場事業区域の未整備区域には建物が存在し、移転交渉を行ってまいりましたが、協力が得られなかったことによりまして、建物の大半が県事業の法隆寺門前線整備事業にかかることから、県において収用裁決申請及び明渡採決の申し立てが行われ、裁決を受けましたことから、現在、法隆寺門前線整備事業を進めるべく調整がなされているところでございます。法隆寺門前広場事業につきましては、先に法隆寺門前線の整備事業を進めていただき、その後、完了後に進めていきたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） これから陳情4号で、疑念とされている事項について、簡単に指摘をしながら説明を求めることにしてまいりたいと思います。

まず初めに、陳情第4号では、平成15年度の一般会計で法隆寺門前広場整備事業についての予算が計上されていないと、これはなぜなのかということが指摘をされておりますが、この点についてご説明ください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 広場事業の予算が組まれてないということですが、まず町の事業であります法隆寺門前広場事業につきましては、県の事業として進められております法隆寺門前線の整備事業を先に進めていただき、その完了後に法隆寺門前広場事業を進めたいと考えておるところでございます。したがって、平成15年度予算には計上しておりません。今後、法隆寺門前線整備事業の進捗状況を確認しながら予算の計上を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 次の指摘は、法隆寺門前広場整備事業の手續として、斑鳩町の都市公園条例に違反しているのではないかと、こういう指摘がございます。この点について

はどのようにとらえておいでになるのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 条例違反というのは、議会の同意のことかと思いますが、法隆寺門前広場事業につきましては、西側の広場部分は整備を終わっておりますが、東側につきましてはまだ終わっておりません。このことから、現在事業を継続中であり、まだ斑鳩町都市公園条例には載せておりません。しかしながら、西側広場部分は、整備を終わっていることなどから、維持管理等についての整理が必要であり、土地使用貸借契約、土地使用貸借契約締結に関する覚書、それと法隆寺門前広場の維持管理に関する覚書において整理をしておるところでございます。なお、広場整備後は、町にて管理を行うこととなります。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 次には、覚書添付の図が株式会社環境開発研究所の作成となっておりますと、これは果たして公文書と言えるかどうかという疑念でありますけども、この点についてどうでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 覚書の添付図面につきましては、法隆寺門前広場と法隆寺門前線整備事業とは一体的な整備が必要であるということから、県において広場の部分も含んだ計画を策定されたということで、その図面を使用させていただいたものであります。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 次に、斑鳩町の都市整備課から出している文章でしょう。整備の315の知事あて事業変更許可申請書の内容について虚偽の記事が書いてあるんでないかと、こういうふうな指摘がされているんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 土地の収用か使用かということであろうかと思いますが、土地収用法では、収用は地上を永久的に利用するものとされております。法隆寺門前広場及び法隆寺門前線事業は、道路、公園として永久的に利用する施設であることから、収用と記載しているものであります。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 次には、法隆寺門前広場の事業主体、先ほどからいろいろ述べられていますから、お答えをいただいていると思いますけども、改めてお聞きをしておきたい、こう思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 事業主体についてのご質問でしょうか。先ほどからも、県なり町がどの部分を事業をやるということについて説明しておりますが、まず法隆寺の門前広場、この事業主体は法隆寺門前周辺の歴史的なたたずまいをもたらすための風致景観の維持、保全とともに、観光振興を促進するために、法隆寺周辺の環境整備ということで、これは町が事業主体として、そしてさきにも申し上げましたとおり、これは昭和45年に都市計画決定を受けて取り組んでおるところでございます。

なお、県が事業主体となっている法隆寺門前線の整備事業とは、一体的な整備が必要でございますので、その法隆寺門前線整備事業と調整を図りながら取り組んでおるところでございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） この基本計画及び実施計画というのが、郡山土木事務所がつくったものであって、町の関係者は全然興味をおいていないのではないか、あるいは参画してないのではないか、こういうふうな指摘がありますし、さらに地元の説明も行われていないということで、何か郡山の土木事務所が一人よがり計画をしたかのように指摘をされているんですが、この点はどうなんでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 県におきます法隆寺門前線の整備事業とは一体的な整備が必要であるということから、その法隆寺門前線整備事業と調整を図りながら取り組んでいるところでもありますことから、町が事業主体であります広場部分も含めて県において基本計画及び実施計画を策定していただいております。今後は、この計画を参考にしながら、東側の広場部分について、地元とも協議を行い進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、地元説明につきましては、県において収用裁決申請及び明渡採決の申し立てを行われ、裁決を受けられたことから、現在法隆寺門前線整備事業を進めるべく、去る5月8日に地元自治会の役員の方々に説明を行ったところでございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） この問題は、法隆寺門前街路の供用開始と法隆寺門前広場の整備事業の区分が必ずしも明確でないということ、特に門前線の事業と、西側と東側との公園広場の関係の整備はちぐはぐにおくれていること、いろいろな混同をしているように思うんですけども、このことについてのいわゆる整備の事業区分が必ずしも明確になっていないのではないかというような指摘もあるわけですが、この点については図面提示などがされれば明確になってくるのかな、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 県が事業主体となって進められています法隆寺門前線の事業区間につきましては、これは国道25号から南大門前までの約365メートルであります。支障物件の存在から既に完了している区間をもって平成4年に供用開始をされているものでございます。支障物件の存する残区間について、今後は事業を進めるべく現在県において取り組まれているものであります。なお、県事業が完成すれば、その後は町事業である法隆寺門前広場の東側の部分についても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 法隆寺門前街路と広場整備事業というのは、町、県の公費による寺の境内造成事業だとする見解についてどう考えるのかということと、寺の境内造成事業だとすれば、憲法20条1項後段の規定及び第89条の規定とのかかわり合いが出てくるのではないかとこのように指摘をされていますが、このことについての考え方を聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） あくまでも法隆寺門前街路は県の事業として、そしてまた広場の整備は町の事業として取り組んでおるものでございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 現在、法隆寺門前線の整備にかかわる事業施工の過程にあるわけですが、現在住民からこのことについて何か訴訟が行われているというふうには、提起をされているというふうにお聞きをするわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 法隆寺門前線につきましては、昭和45年に事業認可を取得されておりまして整備が進められてきました。現在一部を残した形での供用となっております。つきましては、県におきまして、残存物件について、平成13年3月に土地収用法に基づき収用委員会に裁決の申請がなされておりまして、その後、平成14年4月に、平成14年12月を明け渡し期限として裁決されておるものでございます。

ただ、この結果に対し、当該者のほうから、法隆寺門前線収用裁決等取消請求訴訟が提起されております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 今、ご説明のように、関係住民からの訴訟が提起をされているということ等でもありますので、特に裁判審議の関係もあろうかと思っておりますので、この問題についてはこの程度にとどめておきたいと思うんですが、広場整備の完了後の維持管理は一体どうなってくるんだろうかということでございますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 法隆寺門前広場の整備後の維持管理につきましてですが、町と法隆寺とで土地使用貸借契約を締結することにより、底地の整理を行いまして、町が維持管理を行うこととなります。現在は、西側広場の広場部分の整備を終わっており、町と土地所有者であります法隆寺と土地使用貸借契約を交わしまして、町にて管理を行っておるところでございます。なお、東側の広場につきましては、町にて暫定的な整備も行っております。

そういったことから、維持管理についての整備が必要でありますので、町と法隆寺とで土地使用貸借契約締結に関する覚書、法隆寺門前広場の維持管理に関する覚書を交わし整理をしているところでございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 法隆寺門前線と広場整備事業とのかかわりもあるんだと思いますが、予定地に、町道213号と232号線上に町営の上水道管、いわゆる150ミリの石綿管が布設をされているというふうに聞いておりますが、この管理、あるいはこれについての対応などについて、県からも町に、水道部のほうに撤去の要請もあるやに聞いておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 法隆寺門前広場整備事業予定地の中に水道管が入っているという件でございますが、現在町水道の配水管が法隆寺の所有地に埋設されている状況にあります。が、法隆寺の使用許可をこれは受け、埋設されているもので、管理は上水道課のほうで行っております。

なお、法隆寺門前線の整備に当たっては、県は現在町水道と協議されておりますが、整備後につきましては、県また町と法隆寺との間で底地の権利整理を行い、県と町に対して占用等の手続により整理を行っていくことと考えております。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 通告をしてなくて申しわけございませんけども、いわゆる水道事業管理者という立場でお聞きをしたいんですけども、郡山土木事務所から平成15年の6月2日付で、法隆寺門前線地下埋設物移設願についてという書面が町のほうに提出されているようでありますけれども、このことについては確認をしておいてよろしゅうございますか。

○議長（森河昌之君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 今、ご指摘がありましたように、6月2日で出されておりました、町のほうに出ております。これにつきましては、道路法第91条の占用にかかわるものでございます。

○議長（森河昌之君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 以上でこの問題についてのこの席における一般質問は終わらせていただきたいと思っております。一応陳情書による中身で問題点、疑念があると言われている面につきましては、一応説明を行うことができたのかなというふうに今考えておりますが、以降の問題につきましては、特別委員会等で必要な論議が行われるものというふうに理解をいたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、2番、松田議員の一般質問は終わりました。

続いて、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 質問に入ります前に、私、このたび選挙によりまして、多くの住民からの温かいご支援のもとに、貴重な議席を与えていただきました。このご期待に沿えるよう、また初心忘れず議員活動に邁進する所存ではございますが、何せ若輩者でございます。町長はじめ行政の皆さん、また議員の皆様には、何かとご迷惑をかけると思

いますが、その際はよろしくご指導、ご鞭撻賜りますようまずもってお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目です。(仮称)総合福祉会館建設に関しまして、総合福祉の具体的な内容について質問いたします。

詳細につきましては、平成15年斑鳩町議会第2回定例会予算審査特別委員会におきまして、中井住民生活部長の答弁の中で、この総合福祉会館は、斑鳩町の福祉保健の拠点となる施設を目指し、介護保険事業、子育て支援などの強化のための保健センターを建設するとともに、障害者の社会参加の促進のための施設も含め、特定者の方の利用施設とはせず、広く町民にひらかれた総合的なサービスが実施できる施設として整備したいと述べられております。

ここで、総合的なサービスの内容につきまして、具体的にお聞かせ願いたいと思っております。

お答えの前に、福祉という言葉、辞書で引きましたところ、福祉の福も福祉の祉も、幸せという意味になっております。したがって、福祉施設の目指す本来の目標は、人間が生活していく中で幸せを感じるこの空間であると私並びに町民は認識するところであります。いわゆる福祉会館は、会館がつくられたというハード面に終わらず、その空間でどのような充実した福祉を享受できるかというソフト面が重要だと考える町民に対する回答を求めます。

○議長(森河昌之君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) まず、総合的なサービスの内容についてということでございます。この件につきましては、まず総合的に福祉と保健の推進を図っていくという考え方がございます。以前の総合福祉会館の考え方の中には、保健機能の推進ということとは入っておらなかったんですけども、今回、福祉だけではなく、一体的に保健の機能の関係もそこにあわせて持っていこうということで考えをさせていただきました。これまでの福祉・保健施設に多い特定の利用者の施設ではなく、多様な町民が気軽に立ち寄り利用できる施設とするということで、それと福祉・保健機能を同じ施設で提供することによりまして、機能低下や介護を予防する取り組みを専門スタッフがかかわりながら総合的に提供をしていく。町民によりよい事業やサービスを提供するため、行政、福祉・保健のスタッフの情報交流、学習の場とするということで、総合的な福祉・保健

の推進ということで考えております。

また、一方、自立生活の支援という考え方の中で、福祉機器の利用体験や相談などを通しまして、日常生活を自立してより快適に過ごせるようサポートをしていきたい。さまざまな療法や作業を通して意欲的な生活の実現を目指すということで、総合的なサービスというようなことで考えをさせていただいております。

続きまして、ソフト面の関係でございますけれども、(仮称)総合福祉会館の整備の基本方針といたしまして、8つの基本方針を持っております。1つとして、行政機能、福祉サービス機能、保健機能の連携を図る。1つとして、在宅福祉サービス提供の中核とする。1つとして、地域福祉の充実に向けた、小地域福祉会、ボランティア団体等の活動支援の拠点とする。1つとして、町民の健康保持・増進のための拠点とする。1つとして、特定者の利用施設とせず、広く町民が利用できるものとする。1つとして、高齢者の相談やサービス、事業のコーディネートなどの介護予防支援を積極的に実践できる施設とする。1つとして、介護保険制度のスムーズな運営を図る施設とする。1つとして、町民の福祉・健康学習の拠点とするということでございます。

このことから、利用者側から見たソフト面での基本的な要素といたしまして、元気になる、楽しめる、学べる・活かせるということが考えられるのではないかと、このように思っております。

まず、元気になるとは、自分の健康を知り、改善できる。1つとして、園芸や音楽などさまざまな療法や作業で楽しみながら機能の回復がはかれる。1つとして、機能低下、痴呆予防などの取り組みでできるだけ元気に年をとれる。1つとして、高齢者、障害者自身だけでなく、介護者もリラックスできる。

次に、楽しめるということでございますけれども、1つとして、人との交流が自然にできる。1つとして、状態に合わせたレクリエーションができる。1つとして、子どもも親も広い場所で思い切り遊べる。

次に、学べる・活かせるということでございますけれども、1つとして、福祉機器を活用してハンディキャップを体験する。1つとして、福祉や健康の情報提供、各種健康教室で学べる。1つとして、ボランティアの支援や講座で能力を活かす。1つとして、障害に応じた軽作業でやりがいを見つけるという点で考えられるのではないかと考えております。

これらの方針に基づきまして、施設の機能といたしましては、地域福祉の担い手であ

ります社会福祉協議会によりますデイサービスやホームヘルプサービスなどのサービス提供、ボランティアや小地域福祉会の支援など地域での福祉活動の拠点でありますと同時に、高齢者、障害者の日常のケアをサポートをいたしていきたい。それだけではなく、また保健センター機能の一体化も、先ほど申し上げましたように保健センター機能の一体化も考え、各種相談や教室、子どもたちの健やかな成長をサポートする町民全体の福祉・保健サービスの拠点として総合的なサービスを整備してまいりたいと、このように考えているところでございます。

本年度のこの事業の展開の考え方といたしましては、建設候補地の用地取得を現在地権者の方々に協力をお願いを申し上げているところでございます。いろいろな事業対応等のご説明を申し上げながら用地のご協力をお願いを申し上げております。

なお、今後の段階といたしまして、今年度で実施計画でいろいろな考え方を担当常任委員会にもご相談を申し上げながら施設整備に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） どうもありがとうございます。立地場所におきましては、小吉田境界で、都市計画道路がちょうどドッキングしますあたりで今探索中、または地権者と協議中ということではぼ聞いておるんですけど、場所的には、斑鳩町のほとんど中心地、白石畑の方には悪いんですけど、白石畑北部を除きますとほとんど中心地に立地を計画されているということで、それは非常に結構なことだと思うんですが、福祉というものは非常に複雑でございまして、例えば介護認定を受けられた高齢者であったり、また健康状態ではあるけれども介護認定を受ける直前の高齢者であったり、また身体的にハンディキャップをお持ち、例えば知的なハンディキャップ、あるいは運動能力的なハンディキャップといったハンディキャップの方等々、非常に多岐にわたっておりまして、これらのすべての住民の方が福祉を享受できるという会館にしていきたいという気持ちが非常に強うございます関係上、これまでいろんな関係機関に、斑鳩町以外の関係機関の施設等ご見学とか研修とかなされた経緯があると思うんですけども、少し今までの経過につきまして、どこを研修してきたとか、またどういったええ点を勉強してきたとかということで、ちょっと経過報告をお願いしたいんです。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 担当の常任委員会でも毎年先進地の研修ということで実

施をされております。そのときに担当の職員も随行させていただきまして、同時に研修をさせていただいております。

私が一緒に研修をさせていただきましたのは、福井県のところの施設が、町名は多分丸岡町だったと思うんですけども、その施設がかなり、保健センターも併設をされて、かなりの部分で参考になったと、私はそのように思っております。また、近隣のところの平群にもありますし、河合町にもあります。等々で、私をはじめ担当の職員等も勉強をさせていただいている中で、あとは、一番印象に残りますのは、河合町の豆山の郷ではないかなと、私自身はそのように感じております。

担当の常任委員会でも、そういうことで継続審議になっております事案の関係で、必ずこういうところの研修先という形で取り入れていただいて、各委員にも勉強をいただく中で我々も一緒にそういう形で随行させていただく中で研修をさせていただいて、私としては、先ほど申しましたように福井県の町のところの分が一番印象には残っております。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） どうもありがとうございます。いろんな建物、あるいはソフト面を研修していただいた中で、よい点も、非常に感動された点多かったと思うんです。それよりも、まずい点とか、その点を今後の研修の中でどんどん見ていただいて、こう改良すべきやったとか、あるいは最初から盛り込んでおいておきたかったとかいう点があったと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私のほうも、一緒に随行させていただいたときに、問題点が、どういうところが建設時にかかわってということでお聞きをする中で、障害者の方々の分で、我々が気がつかないところまでのご意見をいただいてこういう形で施設をつくりましたということがございました。今回、検討委員会を組織させていただくときに、そういう面も考慮する中で、いろいろそういう障害者の方の立場のほうからもご意見をいただくということで、先進地の事例を参考にしながら検討委員会の委員の構成もさせていただいたということがよかったのではないかなと、このようには思っております。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） どうもありがとうございます。そういうまずい点をどんどん抽出

していただいて、福社会館、総合会館がすばらしくなっていきますように努力していただきたいと思います。

私も、質問しますのに、図書館へ行きまして、こういった「高齢者とまちづくり」というような本、斑鳩の図書館で借りてきまして、その中にも、例えば道一つ歩くにも、例えば車椅子の方であれば、歩道のブロックが1枚めくれているだけ、あるいはグレーチングの溝が大きいために車椅子が押せない、引っかかるというふうなこと、また視力障害の方におかれましては、歩く歩道に物が置かれている、例えば看板が置かれているとか、自動販売機が飛び出ているとか、我々健常者にとりまして気づかない面が障害者の方、あるいは高齢者の方には非常に差し障りが出てくるというようなことが書かれております。

したがって、福祉活動を、私も小地域福祉活動を5年間地元でしておるわけなんですけども、先刻、3月の第2回の町議会定例会におかれまして、たしか松田議員のほうから、龍田西の観光会館の設備がどうも今の現状と即してない構造になっているということが書かれてましたんですけど、階段を上るとかいうのは非常に福祉においてはハンディキャップがございます。

そういうことで、詳細にわたりましてまた今後研究していただきまして、予算の関係とかいろいろありましようですけども、いざ会館ができ上がったときには、だれもがすばらしい会館だということで感銘を受けていただくような設備にさせていただくことを切に要望しましてこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、失業者に対する雇用の促進対策についての質問です。

不況が続く中、子育て真っ最中の方、また学業終了後就職したくても就職できないいわゆる就職浪人が非常に増加しております。この対策としまして、具体的にどのようにお考えになっておられるのかを質問します。

平成15年の町議会第2回定例会予算審査特別委員会におかれまして、以前の鍵田都市建設部長の答弁の中で、緊急地域雇用創出特別対策事業と銘打ちまして、県下の著しい雇用失業情勢をかんがみ、緊急かつ臨時的な雇用就労機会の創出を図るため、応急処置として、ホームページリニューアル事業、またITパソコン講習会開催事業、また福祉サービス現況調査事業を展開するとありましたが、それではこれらの事業はどのように今現在可動し、また失業者に対して就業の場を提供できているのかについて具体的にお聞かせ願いたいと思います。

これは、町内のあらゆる行政機関、例えば図書館、公民館、いかるがホール等々ですが、そこで就労されている就労者を見ますと、一部高齢者、それは定年後の再就職されている方がおられますけれども、この方々に就業の場を提供することも大切かと思いますが、それより今一番社会で困っておられます、冒頭に申し上げました若い子育て真っ最中の親御さまとか、あるいは学業終了後の就職浪人の方々、こういった方を助けるのが真っ先だと思います。そういう内容を踏まえまして質問に回答を求めます。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 長引く景気低迷による企業のリストラ等のために、特に関西では失業率が6%を超え、就職を求められる方や、学校を卒業しても就職がない就職浪人の方が増加していることは、我々の認識しておるところでございます。

こういった中でのまず最初の関係でございますけれども、本町におきましては、先ほど質問者もおっしゃっておられますように、ホームページリニューアル事業、ITパソコン講習会開催事業及び福祉サービス現況調査事業の3つの事業につきまして、緊急地域雇用創出特別交付金事業として採択をいただき、平成15年から16年の2カ年にわたりましての事業実施を行う予定といたしております。

これらの事業の実施による雇用就業機会の創出につきましては、8名の新規雇用を計画いたしております。その募集につきましては、公共職業安定所など広く募集の公開を行うことを条件として実施いたしております。

次に、本町の臨時職員の採用についてでございますが、幅広い年代層からの採用を考えておきまして、試験選考による一般事務職は30歳まで、また学校事務員、保育士、保健師、看護師、幼稚園講師、学童保育指導員、栄養士、給食調理員、図書館司書につきましては55歳まで、また清掃員、用務員、公民館職員につきましては60歳までと、一定の年齢制限はあるものの比較的高年齢まで募集をさせていただいております。また、産休の代替や急な事務増による臨時職員の登用は、登録制を行っております。その登録募集にかかります年齢は、おおむね55歳までといたしております。

そうしたことで、平成15年度の臨時職員の採用状況でございますが、4月現在で町で登用いたしました臨時職員は104名でございます。その年齢別構成につきましては、20歳から29歳までが40人、38.5%、30歳から39歳が13人、12.5%、40歳から49歳が22人、21.2%、50歳から59歳が17人、16.3%、60歳以上が12人で11.5%となっております。20歳代の若い方の登用は約4

割近く、また30、40代の方が約3割となっております。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） ありがとうございます。現在の日本経済の状況、長引くこの不況は、世界全体的な流れがありまして、なかなかデフレ経済からの脱却は一朝一夕にはできない状態でございます。さりとて、この現状を嘆いておっても解決にはなりません。

したがいまして、当斑鳩町の行政としまして、雇用の創出の面で何ができるか、これを慎重に考えていただき、もちろん農業・商業・観光産業等々産業の活性化、この対策が基本ではございますけれども、失業者に対する雇用の機会の創出をより高能率化させることにより、これがひいては税収の安定、治安の安全に結びつくものと思います。

今、雇用の創出の応急措置として数点答弁いただきました。それによる効果はどれだけあったのか、この点住民にまたアンケート等聞いていただくなり、また反響を見ていただくということで、まだまだ水面下の雇用に当たっていないいわゆる失業者がおられると思いますので、これからもどんどん対策の枠を広げていただきまして、よりよい行政、雇用行政を行っていただきますよう要望いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

午前10時35分まで休憩いたします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、6番、浅井議員の一般質問をお受けいたします。6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

総合福祉会館の整備について。

先ほど浦野議員が質問ございました。浦野議員の質問の中では、やはり充実した総合福祉会館にしてほしいという意味合いかと思いますが、私はこの総合福祉会館について今日までの経緯。平成13年9月でしたかね、これはもともとこの事業につきましては、法務局の東側に位置づけされたと思います。それで、助役さんも今ここにおられますが、やめられた議員と大変議論されて、位置づけとして今小吉田のほうになったような感じでございます。このことについて、地元対応はどうかということについてちょっと

お尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 当初法務局の東側ということで、私の土地も一部含んでいたわけでございます。そういうことも含めながら、また地域の状況、また環境等を考える中では適切な位置ではないという判断に立って、そして位置がえをしたと、こういうことでございます。

そして、今、（仮称）総合福祉会館の建設予定につきましては、小吉田地区と。いわゆるパークウェイと法隆寺線が交差する南側にとということで今決めているわけです。担当部長も申していますように、現在は小吉田地区の自治会、そして水利組合等においても、この（仮称）総合福祉会館の建設についての説明を行い、ご理解を願っておる、こういうことでございます。

今後につきましては、大体7,000～8,000平方メートルでございます、その土地の買収に向けて進んでまいりたいと、このように思っています。町長もおっしゃっていますように、平成15年度において、地権者のご理解を得ながら土地を買収し、そしてまとめてまいりたいと、このように思っております。それについては、できるだけ努力をしていこうと、このように考えているのが現況でございます。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 今、助役さんから一定の答弁をいただきましたが、この問題について、町の重要施策の一つとして総合福祉会館を考えられておられますが、位置づけ、また地元の、今、お頼みに行ったということですが、やはりこれは農地でございます。付近の農家の方、また自治会、水利組合の方の話し合いもあろうかと思いますが、私はやはり施設が、はっきりわかりませんが、9,000平米かと聞いております。造成しての水の問題、やはり宅地化すれば、雨がふれば急に水が出てくる。治水対策はもちろんやってもらえると思いますが、やはり農業用水路に入ってくるんじゃないか。やっぱり地元は、いいこと、悪いことは、これは施設についてはやっぱり弊害がございます。

これについて、私もちょっと地元のほうでお聞きしたんですけれども、やはり地権者の方との話し合い、また、こういうことはちょっとまずいかと思いますけれども、以前の助役さんとやめられた議員のやりとりの中で、単価まで出ました。これに近い線で私は話ができるんかと思っております。そやけども、やはり町はどうあっても福祉会館をやりたいと言われりゃ、やはりパークウェイの問題、これは16万という国の買い上げが

入っております。地元としても、この近い線に持っていかな落ちつかんのやないかと私は思っております。

これにつきまして、候補地は、やはりお金はもらうけども地元を協力を一応していただいたということに対して、やはり水利組合、また自治会との要望を十分聞いていただいて、地権者の皆様方と話し合いをしていただきたいと思います。

そういうことで、この項は、先ほども総合福祉会館、浦野さんの問題もございましたし、私は簡単でこれで終わらせていただきたいと思います。

2点目、パークウェイについてでございます。

本年の整備についての中、街路樹の植栽についてと私の質問でございます。これも、町の重要施策の一つとして挙げておられます。この植栽について、私も農業をやっておって、こういうことを言うのはどうかと思いますが、木を植えて緑をつくり、安らぎもできるというような問題ですけども、その付近の方はどう思われているか。やはり迷惑の方なら多いと思います。私は、このパークウェイの植樹について、街路樹をどういうものをされるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） パークウェイの植樹についてでございますが、これまでいかるがパークウェイの推進協議会でモデル区間の整備内容についていろいろと議論を願ひまして、今回モデル区間については7つのパターンでもって整備することを確認していただいております。植栽につきましても、それぞれ異なった樹種でもって整備することとなっております。

植樹の内容といたしましては、まず高木では、サクラ、モミジ、マテバシイ、シラカシ、クスノキ、ニセアカシア、トウカエデ、そして中木では、サザンカとなっております。また、ハイビャクシン、コグマザサ、リュウノヒゲ、マツバギク、フィリヤブラシ、オオバジャノヒゲ等の低木、草本類も植栽を考えているところでございます。

そのモデル区間につきましても、今年度中には完成いたしますことから、住民の方々から評価や意見を賜った中で、他区間への延伸整備にも生かしていきたいと考えております。

なお、今後他区間への延伸に当たりましては、地域の方々とも十分に協議をしながら対応をしまいたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 事業部長から今答弁いただきましたけども、やはりこれは専門家の植木屋さん、また造園屋さんにお聞きして、やはり葉っぱの余り落ちない常緑樹、または針葉樹で、掃除もしなければならぬ、また側溝にも葉が詰まって水が流れにくくなるという現状はございます。そういった点から、やはり造園屋さん、または植木屋さんによくお聞きして、近所、その付近に迷惑のかからないものを植えていただきたい。ただ、植えて美しいな、よかったなあやなしに、やはり施設の付近の皆さんに迷惑のかからないようなやり方をとっていただきたいと思います。

私も、この話とは分かりますが、南中のところに田んぼがございまして。あの南中ができるときに、目安領に南中ができたんです。私の興留領には何ら関係がなかったんですけども、今現在あのクスノキがどないなっているかと。皆さんは、朝から晩まで日があたって。これは、植物の生育因子の一つの原因は、やはり水、光がなかったらよくなりません。それが、今、山で田んぼをつくっているような状態でございます。あのクスノキの大きくなること。これからどないなるのかなと、私らでも農業をやっておって大変不安でございます。葉っぱが落ちて、稲の上へかぶさり、それがコンバインへ行ったら詰まるというふうな状態。また、あの中学の外周の側溝も葉っぱでいっぱいでございます。いつも村の方から怒られますのが、昔は朝から晩まで日が当たっておったのに、今何でやねんと。学校できるのは私はわかっております。学校の陰はどうにもならぬ。これは得心の上ですが、やはり植樹されて付近の迷惑ということをもう少し考えていただきたいと思いますので、この植樹の問題を取り上げたわけでございます。

そういうことで、まだ今年が整備について、街路樹の植栽についてされると、15年度内でされるということで、よく研究して植栽していただきたいと思います。

次に、2点目、今後、この道路はどの方面に進むのかと。変な質問かもしれませんが。当然西向いて進むんじゃないかと思っておりますけども、やはり去年1億の予算をつけていただいて、モデルケースでやってもらって、それからどないなるのかという住民の方いろいろ言われ、また東を向いて市街化地域がまだそのまま、バイパスつかない、宅地化できない、固定資産税の問題もありましょうが、大変やかましく言われております。せめて高田枚方線までも延びるのかという話もお聞きしましたが、今この工事が終わって次の段階の話として、国との話し合いどの程度進んでおるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） パークウェイの今後の進む方向の件ですが、今年度から小吉田から西の区間、これは現在のモデル区間から竜田川までの間でございますが、について、地元との調整、そして協議に着手していただくと国のほうから伺っております。町としましても、これが早期に進められるよう、国、そして地元の方々とも十分に協議をしていきたいと考えておるところでございます。

なお、先ほど議員ご指摘ありました東の区間についてですが、これについても既に路線測量も完了しております。そういったことから、東の方向についても早期に整備ができるよう、国等と調整を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） ありがとうございます。今、部長のほうからお聞きして安心しております。町民の皆さんにも、尋ねられたら私もそう申すつもりでございます。

次に、3点目、三代川改修工事の進捗状況について。

私の一般質問、少ない中のいつでも質問する問題でございます。ちょっと近所からお聞きすることによりますと、線路から北側ということは、踏切から北のほうが一部話がつけばそこからやるというような話をお聞きしたんですが、これについてちょっと尋ねたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 三代川の改修についてでございますが、まず初めに、現在の取り組み、そして今年度の取り組みについてまず報告申し上げます。

ご指摘の計画区域内での家屋調査、これの完了している家屋が9戸ございます。そして未調査家屋が現在11戸あります。また、土地につきましては、立ち会いを行っておりますが、境界確定がなされていない箇所もありまして、下流側におきましては、立ち会い自身が行われないことから、県と協議をする中で、郡山土木事務所と昨年、平成14年12月、そして本年1月に各戸の訪問を行いまして、家屋調査の結果及び条件が整った方から交渉を行う旨等について報告したところでございます。また、家屋の未調査部分につきまして確認しましたところ、今年度には実施されると聞いております。一方、下流地域の境界の立会未確定地域がありますことから、町といたしましては、県に対しまして機会あるごとに要請を行っているところでございます。

ご指摘いただいております上流部の1戸の契約がまとまり工事をされるとのことであ

りますが、条件等の資料が整い、交渉がまとまれば契約を行うと聞いております。

改修工事につきましては、以前から申し上げておりますとおり、河川という位置づけから、施工する場合は下流側からと聞いております。県とされましては、計画区域における関係者の個々それぞれの交渉条件が異なることから、一斉に交渉をすることが難しいため、交渉資料が整った方から始めるとのことであります。

町といたしましては、県に対しまして、関係者の協力を得るためには、それぞれの交渉資料を早く取りまとめていただくようお願いしておりますとともに、県と連携を図りまして、今後事業の推進に向けて、関係の方々のご理解とご協力を得るべく努力をしてみたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） ありがとうございます。今、ちょっと私も勘違いだったんですけども、あくまで改修工事は下流からということで、駅から新家の間の三代川が、あの踏切で2つの川に分かれております。裏は副水路、表は1級河川ということで、上からされると聞きましたが、やはり下流からするのが本当じゃないかと思います。話がまとまれば、郡山土木としては買い上げていくというようなことになるかと思いますが、やはりこの工事が大変遅れております。富雄川は、もう既に自動車学校のとこまで上がってきております。相当な落差がございます。三代川改修工事はまだじっとしております。私のほうの風船ダムも、水溜めておりますが、汚い、汚い言われて、上から流れてくる水やからみんな住民が住んで汚すんじゃないかと私も思いますが、この三代川改修について、上の方がどない思われているか、私も一般質問でいつも言うんですが、やはり興留のほうの方が35年間の水つきを辛抱してきていただいたということをよく頭に入れていただいて、郡山土木のほうも、この明示の問題、また家屋調査、一日でも早くしていただきたい。土木はよくこういうちょっとしたことを住民の方に言われて、私もちょっと迷わされたような感じで、もう上が話できたら契約してそこからかかるという話を聞いたんですけども、そうやないと、工事は下からするんだということを今教えていただいたんですが、ちょっと早ばしってそういうことを言われると、もう、買っただいて工事こっからするねんて、まあどっからしてもええわと、私もあの間を見たら、ただ掘り下げれば水たまり泥がたまるだけやなと私は思っておりました。できるところからやっていただいたら、一日でも早く三代川改修が上へ進むんじゃないかと思っておりましたが、今部長の話をお聞きいたしまして、そういうことで、やはり下からやるのが

筋やということを私も皆さんにそう申しておきます。この項はこれで終わらせていただきます。

4点目、これも町の重要施策の一つで、法隆寺駅周辺の整備事業について、駅舎の改築整備はいつごろになるのか、お聞きいたします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 法隆寺駅舎の改築の時期でございますが、法隆寺駅の周辺整備の課題の一つであります踏切問題の解決とバリアフリー化を含む駅舎改築整備に対する多様な住民ニーズにこたえるために、早期に完成していく必要があると考えております。こういったことから、現在JRと協議を進めながら、駅舎の基本計画に着手しております。こういったことから、現在JRと協議を進めながら、駅舎の基本計画に着手しております。今後明らかにしていく予定でございます。平成17年度をめどとして進めているところでございます。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） この駅舎の改築について、JRとは町長さんもかけ合っていたいて、大変ご苦労いただいたと私も聞いております。一日も早く改築整備していただきたい。

ただ、踏切の問題は、毎回一般質問に出てきます。これも、私もお聞きした以上、言うた経緯もありましたが、あの踏切は中線路のポイントがございます。あのポイントが動かすことはできませんから、あの踏切はあれ以上拡張することはできない。東側は1級河川であるということを、私も住民の方に言われてよく言うんです。これは住民の方も理解してもらわなきゃ、軌道はやっぱりJRが権利持っているということで、どうにもならんということを皆さんもやっぱり住民の方にそういうことを認識していただきたいと私も思います。地元であって、いつでもこの問題で、私も聞いたときに、ああ、こういうことですよと言いますけども、やはり広げよ、広げよということで、この間人身事故がございました。そのときに、テレビで字幕出たんですかね、郡山法隆寺間、そのときに遮断機があかなかっておりたままでございました。あの駅前広場が車と人とでどうにもならなかった。やはり、2点目の橋上駅舎としての自由通路、私らも見学に行った、自由通路というのが必要やないかと私は思っておりますが、この橋上駅舎としての具体的な説明、というのは、あの今の位置変わらなくて橋上駅できるのか、ある程度駅を動いてできるのか、ちょっとこの点お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 現在の計画では、駅前の広場がございます南側、あの一帯を動くことなく、大体现在の位置と同じところだというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 何か人によったら西に寄るとか東へ行くというような問題も聞きましたけども、駅舎となればあの場所であるんじゃないかと。北側の駅のほうも、裏駅と申しましたけども、やっぱり斑鳩町の玄関口になってくるんじゃないかと。今度は北側へおりの方が多んじゃないかと。やはり、南のほうは北葛、また川西方面、磯城郡へ流れる方が多いですが、やはり駅前の橋上駅は北口も大事やと思います。あこですぐにエスカレーター、またはバリアフリー化に基づいていろいろとつくっていただくと。今現在の状態は、9時から4時まで、前も同僚議員が一般質問で言いましたように、9時から4時までが無人となっていると。これが一番私はガンでないかと。日曜日なんかウォークでよく来られる方、汽車がどっち向いて走っているねんという感じで、休憩するところもない、コーヒー屋も喫茶店も休みや、難儀なことやなど、ちょっちょつと私も耳にします。

そういうことから、駅舎の整備も続いて、町としては大きな予算になると思いますが、総合福社会館、またこれに対しては、初めの予算よりはかなりオーバーするんじゃないかと私も思います。これについて、地元の方も関心を持たれて、いつごろできるのかということがいつも言われております。私は、踏切のことを言われるたびに、やはり橋上駅の中で自由通路をとっていただきたい。金が高くつくでしょうが、やはり自由通路を持って北から南へ渡れると。私も倉敷市に見学に行きました。あこも自由通路をとっております。ああいう方法をとっていただきたいと思います。この項はこれで終わらせていただきます。

次に、5点目、最近目立つ落書きについて。

これも、3月議会で同僚議員が一般質問されております。その中、私も最近ある方から、落書きについて言われ、私の家のそば、8丁目から9丁目へ抜ける高田枚方線のガードの下、ものすごい落書きでございます。これ、どない思うのかと。また、三代川の上のガードレールにも黒いスプレーで書かれております。この文字はちょっと読みにくいです。いかるがホールへ行かれる方があこを通られるのに、何とまあえらいことを書いてあるなということは何れも言われておりますし、ボックスの下は何重にも書いております。ただの図案みたいな感じの絵であればそれでよろしいですけども、これは中学生の落

書き、私も1回見ました。その方は、私が近づいたら走って逃げましたけども、9時半ごろ、学校を休んでおります。そうしてあのあこで遊んでスプレーでどんだんあの上書いとると。私もちょっとこれ聞いたんですが、斑鳩町の落書き、一遍一斉に消してみたらどやねんと。今は追いかけてごっこをしているような感じで、こっちで書く、また向こうで書く、消したらまた書くということだと思います。この対応はやはり難しいと思いますが、町からも広告物とかこんなんは、消すのに委託でされておると思うんですが、どのぐらい程度あれ書いてるんですか、ちょっとお聞きします。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者のほうからもありましたように、この3月議会にも議員さんからもご質問をいただき、一定のお答えをさせていただいたところでございます。その中で、質問者のほうからも、町内を一斉に落書きの消去、それをやって落書きをしにくい雰囲気をつくってはどうかというご提案もいただいております。確かにそういうのも一つの方法ではないかというように考えているところではございますけれども、町の環境保全条例におきまして、土地、建物、その他の物件を所有し、占有し、または管理する者は、当該物件を適正に管理し、良好な環境の確保に努めなければならないということを定めているところでございます。

町といたしましても、不法投棄やごみのポイ捨てなどと同じように、落書きをされている場所、またはその周辺に便乗的に落書きをされることも十分想定できますので、関係機関、また管理者に対しまして、落書きをされない雰囲気をつくるために、現在ある落書きを消去していただくように啓発をさせていただきたい、このように考えております。

また、屋外広告物の関係で、シルバー人材センターに業務委託をして、電柱やガードレール等に掲出がされておりますものを撤去の作業を実施をいたしております。こういうことも、一応月2回定期的にパトロールの実施を委託いたしております。その都度担当課の都市整備課の職員が赴いて随時に撤去等も行っておるといような状況もございまして、こういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） ありがとうございます。今部長のほうから答弁いただきまして、シルバーセンター一月2遍ですか、行っていただいていることはよくわかります。

昨日、いろいろ、学校教育問題に同僚議員が質問されておって、教育長の答弁もござ

いました。教育長は熱心にいつもやっておりますが、私はこのスプレーかけた子どものなにを見ると、やはり中学生でございます。9時半ごろ学校へ行かなくてかばんも持たんと青白い顔をしてあこでやっております。私は追いかまそかと思ったけども、とまったんです。学校教育やかましく言われている中、中学生が学校も行かずあの高架の下でスプレーで変な言葉がたくさん書いてあります。あんなところはどこにもないと思います。見ていただいたらわかりますが、教育長として、子どもに学校教育だけでいいのか、私は一つの問題として家庭教育も必要やないかと思いますが、この点どうですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） おっしゃっていただいているように、落書きというのは余りいいことではないというふうに思っています。最近特に公共施設の使用についていろいろ、使い方が悪いとか雑に使うとかというようなことはよく言われます。それは、体育館にしろ公民館にしろいろんなところで同じことでございますし、特にこうした高架下とか擁壁とかというのに、最近は非常に多くのスプレー等で落書きされているのを見ます。そうしたことについては、やはり学校では、そういう公共物を大切に使うんだということで学校の中でも指導はいたしております。しかし、なかなか学校だけではそれはおさまらないのは現状でございます。議員もおっしゃっていただいているように、やはり家庭教育で公共物の大切さ、大切に使うんだということの指導も、社会ルールを守っていくという立場から、やっぱりそういうこともご指導をいただくということが大事ではないかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、中学生がこういう落書きをしているということでご指摘伺っておりますので、学校に対しましてもそういったことのないように指導をしながら、またPTAなり保護者の皆さん方にも協力を得ながら、落書きのない明るいまちづくりに努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） ありがとうございます。教育長が言われたとおり、私も家内亡くして25年たって、子ども2人育ててきました。子どもはよく親の背中を見て育つということがございます。私も幸い皆さんに助けていただいて今日まで来ました。子どもがどこまでぐれるか、私も心配しました。親の苦労を見てます。やはり、皆さんに余り迷惑をかけなかって大きくなったというのは、私の経験でございます。

今のこの問題、やはり家庭へ入って、家庭の方が、家族の方が、やはり今日の1日学

校で何があったか、行きしなどやったか、雨ふってぬれたとかいうことは、やはり家庭内の会話が必要やないかと、それによって家庭教育ができてくるんやないかと。人に迷惑をかけない、これが大事やと思います。

今、教育長も言われたとおり、少子化の中で学校教育は大変大事なことやと思います。大事であって、少子化の中、どこのお子さんも1人、2人、賢い方出たかても、やはりいい学校を出た方は斑鳩町から離れていかれます。東京、大阪、大都市へ行って活躍していただきますが、地元へも残って斑鳩町をこれから担っていただきたいと思っています。この項はこれで終わって、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、6番、浅井議員の一般質問が終わりました。

ここでお諮りします。

時間が早く終わりましたので、13時まで休憩をとるか、それとも三木議員、木田議員、里川議員さんが繰り上げするか、傍聴者のお見えになることがございましたら。三木議員さん、どうですか。

○11番（三木誓士君） 今までどおりの形で、1時から傍聴の方も来られますので。

○議長（森河昌之君） そしたら、午後1時まで休憩します。

（午前11時06分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（中川靖広君） 再開いたします。

議長が所用のため退席をされておりますので、かわりまして議事を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

次に、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 一般質問に入る前に、新人議員が恒例になっているのか、私は新人議員としては最終バッターになります。緊張と不安がいっぱいですが、何かこの議席に立つことのほうがうれしく、心踊るものがございます。

それでは、質問の本題に入らせていただきます。

まず、広域7町合併についてご質問させていただきます。

既に、小野議員、松田議員が市町村合併の質問をしておりますので、ダブる件がございましたらお許してください。

地方自治、少子高齢化等将来のことを考えますと、積極的に合併問題に取り組んでいかなければなりません。平成15年第4回斑鳩町町議会定例会の提出議案説明の中でも話されておりました、7町合併の是非を含めた協議と言われております。その中で、生駒4町・斑鳩市構想はうたっておりませんが、これらを含めて市町村合併について5つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、今も町長の中で生駒郡4町・斑鳩市構想は、以前から一般質問の中で答えられておりますが、今もそれは変わっておりませんか、お聞かせください。

○副議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、このご質問でございますけれども、私は既に平成9年の第4期目の町長選挙の出陣式でこのことを申してきたわけでございます。私がいろんなことから、各7カ町の関係等の中で、私は斑鳩市構想等を申し上げた中で、いろいろと皆さん方から、そういうことはまだどうかということもございまして、私は特にやっぱりこだわっておりますのは、この世界遺産のある法隆寺を含んだ歴史遺産のやっぱり町という一つの大きなものがございまして。そういうことから、私はそういうことを申し上げておるわけですが、今はただ広域7町の住民により合併特例法に基づく住民発議、そして7町の各議会で設置が議決され、6月8日に平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町、河合町合併協議会が設置されました。この合併協議会の中では、7町の合併について協議されますが、合併の是非をめぐってさまざまな合併パターンや新市の名称などについて議論されていくものと考えております。

町としましても、市町村合併は町の将来にかかわる重要な問題でありますので、町民の皆さんの意向に沿えるよう合併の是非について一定の結論を出してまいりたいと考えております。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の町長のお答えの中で、平成9年度に出馬表明のときに4町構想・斑鳩市構想をお話したということですが、町長が公以外に私的な場所においてもこの4町・斑鳩市構想を言っているとしたら、町民に対して誤解を招くおそれがあるのではないかと思います、その点についてお聞かせください。

○副議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、三木議員の質問でありますけれども、私は誤解を招くとか招かないとかいうよりも、やっぱり町民それぞれがそういうことを検討をしていただく、

またそういうことも大事であろうということはもう既にわかっておられることでありますから、このことについて私はとやかく言うよりも、やっぱり今まさに法定協議会という中でいろんな議論をされていくことが大事であろうと。その結果どうなっていくのかということについては、これからの審議の状況によって変わってくるんだらうと思えますけれども、今私が申し上げているのはそういうことであって、やっぱり斑鳩という一つの、この歴史的遺産のある町という一つの誇りを持って私は申し上げておるわけでございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の町長のご答弁により、7町の合併推進で進められると、住民主体であるということに理解させていただきます。今までも、松田、小野議員のご質問にもダブることがありますので、次の質問に参らせていただきます。

住民に対してどのような情報提供と説明会を行っているかということですが、まず情報提供についてお尋ねします。

今までにおいても、住民に対して町としていろいろ取り組んできましたが、いま一つ住民に対して市町村合併の是非について認識が薄いように思われますが、以前の答弁の中で植村部長は、町広報、インターネット以外について、その後、合併啓発用パンフレット、ハンドブックの作成が考えられるということですが、それ以外にどのような方法をお考えですか、お聞かせください。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 情報提供についてのご質問でございます。

合併問題につきましては、情報の公開と住民参加が不可欠でございます。住民の視点に立った情報の提供が第一であると考えております。

このことから、住民に対する情報提供といたしましては、合併協議会だよりの発行、合併協議会ホームページの開設、7町の広報紙等の活用などにより、市町村合併に関する広報活動を積極的に行ってまいりるわけでございます。

また、住民アンケート調査により、住民の意向に沿った新市建設計画を策定した後は、これらを地域住民に公表し、合併に関しての判断できる材料をわかりやすい形で提供することが必要でありますので、パンフレットの作成も考えております。そういったことでございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 情報提供という意味で情報開示をし、積極的に情報を共有し、行政、議会、住民が同じ情報を持って最終的には住民投票によるのが望ましいと思われませんが、東吉野村のケースのように、村長、議会は宇陀であったが、住民投票の結果吉野町に決まったような、情報が共有していなかった例がありますので、私は住民にわかりやすい情報提供として、今、住民が一番興味を持っているものは、国民健康保険税、介護保険料、上下水道料金等住民の身近な問題を、個人家庭と各町との比較対照表を作成し、わかりやすい情報提供をしていただきたいと思います。

次に、説明会についてでございますが、情報提供とあわせて説明会について今後どのようなことを考えておられますか、お答えくださいませ。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 説明会についてのご質問でございますが、行政からの一方的な情報提供だけでなく、住民と行政の意見交換の場として、住民説明会などについても実施してまいりたいと考えております。ただし、情報提供との兼ね合いもございますから、合併協議の進捗を見ながら適切な対応をしてまいりたいと考えております。

このような情報公開と住民参加の中で、住民、議会、行政が合併問題について議論を活発に行っていくべきだと考えておるところでございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、私たちは、住民団体の勉強会から当選した議員の集まりの議員連盟と勉強会を10人ほどで月1回開いております。現在、7町合併を進めていくに当たって、調整課題が1,500項目あると聞いていますが、例えばごみ問題等身近な出来事から毎回議題を決め、すり合わせをし、これらの結果を住民発議団体とともに協議し、提供していきたいと今後も考えております。

また、住民に対しては、説明方法の一つとして、わかりやすい情報を作成した表をワープロにおさめ、プロバイダー、映写機を通して住民に説明していくのも一つの方法と考えます。プロバイダーは各町にお持ちと思いますので、活用されることを提案いたします。

次に、合併特例法の期限立法についてですが、計画期限についてご説明をいただけますか。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご指摘のとおり、合併特例法による財政上の優遇措置の適用

を受ける対象が、平成17年3月31日までに合併した市町村となっておりまして、その延長につきましては、現在のところ認められておりません。

しかし、国の市町村合併促進プラン、これは平成15年5月8日のものですが、促進プランでは、期限内に各町議会の議決を経て県への合併申請を行ったものについては、残りの手続及び合併が期限後になっても引き続き財政支援等を適用する旨の経過措置を講じることとなっており、現行合併特例法の改正案が検討されるということで聞いておるところでございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のご答弁によりますと、現在のところ継続期限については認められていないということですが、私の情報によりますと、片山総務長官が考えている、俗にいう片山プランというものがあるそうですが、このことについてわかりでしたらご説明ください。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 片山プランでございますが、合併特例法の期限まで2年を切ったことを踏まえ、市町村合併の動きをさらに促進するため、片山総務大臣が平成15年5月8日に公表されたものでございます。それが、市町村合併促進プランでございます。先ほど申し上げました合併特例法適用の経過措置等の法的対応のほか、国の個別地域に対する重点的な取り組み、積極的な広報の展開、市町村合併の国の手続の迅速化などの内容となっております。また、県に対しましても、合併重点支援地域の指定拡大や独自の合併推進策の充実を求められている、そういった内容でございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） わかりました。ありがとうございます。

次に、合併後の選挙についてお尋ねいたします。

平成17年3月31日に合併が成立した場合について、町長、町議会議員の選挙について、全国の例をとって、合併時、そして2年後の合併後の、またその例の中で、全国でも6～7町の合併例は幾つあるか、その結果をお示しくください。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、町長の場合でございますが、市町村の合併が行われた場合、編入合併であれば編入する市町村長はそのまま新市町村の長となりますが、新設合併であれば、市町村長は所属する市町村が消滅するため、合併の日の前日に失職する

こととなります。新市の町の選挙については、公職選挙法第33条第3項の規定によりまして、新市の設置の日から50日以内に行われることとなります。長が選挙されるまでの間につきましては、合併関係市町村の長であった者の中から関係市町村の協議により定めた者が職務執行者となるものでございます。

それと、合併関係市町村の議員さんの場合でございますが、新設合併であれば、次の2通りの選択がございます。

1つ目は、定数特例を活用し、設置選挙を実施するというものでございます。これにつきましては、公職選挙法第33条第3項の規定により、新市の設置の日から50日以内に行われます。定数につきましては、新市の定数は、合併関係市町村の議会議員の定数の総和に比べ著しく少なくなることから、その激減緩和のため、定数の特例として、設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第3項の上限数の2倍までの数の議員を置くことを認められております。これは、特例法第6条関係でございます。仮に7町が合併した場合には、68名までの議員を置くことが可能となります。

次に、在任特例を活用する場合でございますが、合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものについては、最長で2年以内の間、合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することが認められております。これは、特例法第7条関係でございます。

平成7年度以降の全国の例を申し上げますと、平成15年4月1日までの合併した市町村は、25団体、19市6町でございます。その大多数の23団体の市町村議員が在任特例によって引き続き新しい合併後の市町村の議員に就任されております。

6団体以上の合併につきましては、1つの例を挙げますと、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の6町村が合併した南アルプス市の例がございます。南アルプス市は、住民発議から始まった合併でございます。人口約7万1,000人です。平成15年4月1日の合併後、設置選挙により市長を選出し、市会議員は在任特例によって旧6町村の95人の議員が1年11カ月の任期を務めることとなっております。

以上でございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私たち、新人議員であります。今後この選挙によりまして今

後の動きというものがかなり変わってまいります。そういう意味におきまして、合併後の新市議会議員の選挙方法についてですが、選挙区という形でありますと、県議会議員より広い7町全域となるため、候補者の選挙運動がかなりな大きな負担になるものと思われませんが、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○副議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市町村議会の議員の選挙につきましては、原則として選挙区を設けないでその区域の全部を1つの区域として選挙を行うことになっておりますが、公職選挙法第15条第6項の規定により、市町村合併により区域が広大になると、特に必要がある場合には条例で選挙区を設けることができるということになっております。また、各選挙区において選挙すべき議員の数についても、同法同条第8項の規定によりまして、人口に比例して条例で定めることとされております。こうしたことにつきましても、今後合併協議会におきまして協議されるものと考えております。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、選挙につきまして、議員定数のことについてもお答えいただきましたが、条例によりますと、今お話の中で、選挙区という、呼び名で言っているようでございますが、各町、7町ごとの選挙区としますと、人口に比例して点数を決め選挙ということですが、108人が7町全域でうまるということは、かなりの負担となることですが、法定協議会との調整もあろうと思いますが、斑鳩町におきましても、選挙区選挙、今の言う小選挙区という形になるんでしょうか、7町ごとに選挙をしていき、人口比率の割で人数を決めて選挙していくという形でございますが、市町村合併の今回のこの問題におきましても、選挙ということについても大変、7町108人の議員の方も興味を持っております。ぜひ斑鳩町におきましても、この選挙区選挙を実施されるよう希望いたしまして、市町村合併の質問をこれで終わらせていただきます。

次に、質問は、旧街道のカラー舗装化の問題でございます。補修工事の問題であります。その問題に入ります前に、今日はその旧街道の方々が、地元の方々が傍聴に来ております。これは、この補修工事に当たって、今まで住民の方々が大変ご苦勞をされているという実態を踏まえていただきまして、行政側の誠意ある回答を期待し来られている傍聴の方々でございますので、その辺よろしく願いいたします。

それでは、旧街道補修工事に対してのご質問をさせていただきます。

まず、補修工事の時期の経緯についてお示してください。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の時期でございますが、これは東はシルバー人材センター前国道25号交差点から西は猫坂の国道25号の交差点までの間を、平成7年度、8年度、9年度の3カ年で水道管の布設替え、そして側溝の改良工事にあわせ、既存のアスファルト舗装が一般的ではございましたが、ここは旧街道であることと、町並みに配慮し、カラー舗装で改良を行ったものでございます。

年次別に申し上げますと、平成7年度は、シルバー人材センター前から福寿荘アパート前までの延長700メートルを、これは8月29日から12月11日にかけてでございます。そして、平成8年度は、福寿荘アパート前から木村歯科医院前までの120メートルにつきまして、6月4日から9月11日にやっております。平成9年度は、木村歯科医院前から猫坂交差点までの200メートルを、これは9月30日から12月15日に工事を行いました。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えからいきますと、問題になっている場所は、平成9年度木村歯科医院前から猫坂交差点25号線まで200メートルを、9月の30日から12月の15日まで工事を実施したということになりますが、それでは次に、この補修工事の剥離状況について、その原因と町が把握している剥離時期についてお示してください。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） カラー舗装につきましての剥離の原因ということでございますが、当時の施工業者に対しまして剥離の原因について問い合わせをしましたところ、これは他の市町村の工事においてもこのような状況が確認されていることから、現在原因究明に向けて研究を行われている段階でございます。さまざまな要因の中で、現段階におきましては結論づけることは難しい状況でございますが、一つの可能性といたしまして、白化現象というのが起きたのではないかとということでございます。この白化現象とは、アスファルトの打設後に雨が降りまして、その後太陽の紫外線が当たることによりまして、舗装の色が若干白く変化し、それが劣化につながっていくこともあるとの報告を受けております。

町といたしましても、当時の天候を確認いたしましたところ、舗装したその日の夜半から翌朝まで雨が降っていたことの確認をいたしております。このようなことで、区間

内の一部にはアーケードになっている場所がございまして、その直下の舗装については剥離は見受けられてない状況でございます。

現段階におきましては、原因の特定には至っておらない状況でございますが、施工業者及び舗装材料メーカーに対しましても、原因について研究を進めていただいております。

以上です。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えの中で、聞いておられる方も含めまして、このハッカ現象ということについては、どのような字を書いて、またもう一度このハッカ現象が起こる状況、今、雨が降って太陽で照らされて化学反応ということでございますが、もう一度わかりやすくハッカ現象をご説明いただけますか。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 白化現象、どのような字を書くかということでございますが、白いに化けるという字でございます。

そして、この現象再度説明申し上げますが、アスファルトの打設後に、直後に雨が降りまして、その後雨が上がりまして、太陽の紫外線が当たることによりまして舗装の色が若干白く変化してくる、それが劣化につながっていくという現象でございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の白化現象ということでございますが、白く化けるということですか。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 当時、白いに中華の華という字で報告を受けたことがあったんですが、その後、ほん最近でございますが、そうじゃなくて白いに化けるという字で新たに報告をいただいておりますので、そういうふうに説明させていただきました。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 原因につきまして、今も施工業者及び舗装材料メーカーとともに研究中であり、原因究明に至っていないということでございますので、原因究明を急いでいただくということをお願いいたしまして次の質問にまいりたいと思います。

次に、一般的に路面補修予算の算出方法と、今後どのような施工方法がとられるのか

、またその施工方法で今後剥離しないであろうということを含めてお示しいただけますか。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 道路舗装面の補修費の予算はどのように確保していくかということですが、道路舗装補修につきましては、路線的に行うもの、そして部分的に行うものと2通りの補修の方法がありまして、路線的なものにつきましては、道路の傷み具合等によりまして舗装が必要な路線の予算化を行っております。そして、工事時期につきましては、地域の実情を踏まえ路線ごとに入札執行を行い、工事を行っておるところでございます。

また、部分的に補修が必要なものにつきましては、過去の補修の量であるとか、そういったもの、実績等によりまして、毎年度予算化を行っております。

特に、業者発注につきましては、年度当初に単価契約を行いまして、緊急を要する部分から必要に応じ補修を行っておるところでございます。

そして、最近の施工方法についてでございますが、これまでにやったこのカラー舗装でございますが、最近では骨材の粒形が稜角に富んでおり、これは砂利を破砕して鋭角になっておるところから、従来の玉砂利に比べまして骨材のかみ合わせが、その効果が期待できるということで、対剥離性にも優れている舗装に変わってきております。そういったことから、町としましては、平成13年度に使用しております。その施工場所でございますが、法隆寺駅北側の町道307号線で使用しております。現在このような、先ほど申し上げましたような剥離が確認されておらない状況です。そういったことから、今後は、今申し上げました自然色舗装で施工を行ってまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 予算についてはわかりましたが、施工方法についてなんですが、剥離しないであろうということについて、現在、平成13年度施工した法隆寺駅北側の町道307号線の興留5丁目以下7丁目の地内で使用しているものは、今の状況の中では一番よいのではないかとこのうふうにとらえましたが、それでは現在の旧道についての補修工法についてですが、どのような補修工事をされましたか、もしおわかりでしたらお答えください。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 以前の、今回問題となっているところの補修の工事の施工手順でございますが、まず既設のアスファルト舗装を撤去させていただきます。その次に、路盤表面の凹凸を平らに敷きならしませて、転圧機で締め固めを行います。その次に、アスファルトの付着性をよくするため、れき青材を路盤の表面に散布しております。アスファルトを機械で敷設し、締め固め転圧を行い、最後には白線を引いて完了となっております。3カ年ともこの方法で施工しております。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、3カ年とおっしゃいましたが、平成7年度、8年度、9年度ということで、その9年度に行われた200メートルの場所が剥離しているという状況でございます。それで、その剥離しているというこの旧道の住民の方々から、アンケートをとらせていただきました。全部読み上げませんが、質問内容は、剥離時期についていつごろでしたか、剥離後の問題点は何か生じませんでしたか、住民から町に対して何か要望はございませんかという3項目のアンケートをとらせていただきました。たくさんございました。

今、住民の方々から、この剥離時期について一番多かった時期でございますが、平成9年度に終わっておるわけですが、剥離し始めたのは2年後の11年ごろから剥離を始めたアンケートでは皆さん言っておられます。そして、剥離後どんな問題を生じたかということですが、アンケートでは非常に私やさしく質問させていただきましたけど、これは皆さんは、私はある意味での11年以降の被害者ではないかとも思われます。金銭に換算してもおかしくないほどの被害を受けていると、このアンケートの中にも出ております。例えば、フロントガラスにひびが入った。商店のガラスに砂利でひびが入った。そして、ブティックもあり、仏壇屋さんもありますし、生鮮食品屋もあります。そういったところにほこりが舞って、ブティックなどはいつもビニールをかけて、知らないお客さんが来たら、あっ、ここはクリーニング屋さんですかと言われたと言われるぐらい、そういうものをおおって生活しなきゃならないという、この現実を踏まえていただきまして、それから住民から町に対しての希望ということですが、速やかに一日も早い補修工事をしていただいて、この後剥離等が起こらないような工事をしていただきたいというのが住民の希望でございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

この質問から、きょう来てらっしゃる住民の方々非常に興味を持っているところで

ございます。どうか温かいお言葉をいただければと思っております。

今後の施工時期について、具体的にお示しいただけますか。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 付近住民の方々には、砂利等が飛散しているという状況で、大変ご迷惑をおかけしております。

今後の補修についてでございますが、猫坂の国道と交差する坂の部分につきましては、坂とカーブという現場状況から、二輪車をはじめとする通行に支障が出るおそれがあることから、この箇所の改良に向け準備を早急に取りかかりまして、本年7月に発注したいと考えております。残りの区間につきましては、予算の関係上、次年度の早期に実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えによりますと、猫坂付近は7月発注ということですが、実際に発注ということは、7月に発注してではいつ工事にかかれるのか、時期、工期、作業日数。作業範囲は今聞きました。作業日数、大変細かいところまでお聞きして申しわけないと恐縮しております。ぜひ、もしお答えできるのであれば、この発注というところについて、行政内でのいろんな作業もあると思いますので、もう少し具体的にお聞かせいただければ幸いです。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 工期の詳細についてでございますが、この件につきましては、7月に入札を行いまして、おそくとも盆には工事を完了していきたいと、そのように考えております。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 盆までには、じゃ完成というふうに理解させていただきます。

今のお答えで、8月の中旬までに猫坂近辺については工事を完了していただくという早速の短期でのご返答に対しまして心から感謝いたします。

次に、今、猫坂以外の場所についても次年度の予算ということですが、これにつきましても、もしできましたらある程度の時期等をお知らせいただければと思います。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 来年度の工事につきましては、これから予算ということもございしますが、年度変わりということもございまして、具体的に何月何日というようなことは申し上げられませんが、できるだけ早い時期、できれば5月中旬から6月中旬、それぐらいの時期を完了を目標に今後進めてまいりたいと、このように考えております。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この件に関しまして、かなり前からいろいろと住民の方々とお話させていただき、行政側ともいろいろとお話させていただきました。今のお答えですと、とりあえず猫坂近辺を8月の中旬まで、そして来年度については5月中旬から6月中旬までの間に施工し完了したいというお答えに対しまして、誠に今日来ている住民の方々も安堵しているものと思います。質問者としても、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。この旧街道の補修の質問につきましては、これで終わらせていただきます。

続きまして、3番目の質問でございます。

龍田西3-1309-31先の交通安全対策についてでございます。場所は、龍田西の山簡易郵便局先、変則交差点道路についてでございます。この件についてご質問させていただきます。

全体的なことについてちょっとご質問させていただきます。現在、信号機の設置要望状況であります。平成14年度には西和署に7町が要望している信号機設置の件数は何件ですか。また、斑鳩町においても何件要望しておられますか。そして、この信号機の設置要望状況について、西和署の見解をお聞かせいただきます。

○副議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、平成14年度におきましての西和署への信号機の設置要望の関係でございます。これは、毎年6月もしくは7月に翌年度の交通信号機の設置要望を西和警察署のほうへ行っております。その件数でございますけれども、西和7町、広域7町から出されておりますのは53件の要望が出されていると、このように聞いております。ただ、平成14年度では、各町とも道路の新設とか改良などによりまして要望件数は多くなっているということもあわせて聞かされているところでございます。

それと、14年度の斑鳩町での要望件数でございますけれども、西和警察署のほうに

対しまして設置を要望いたしておりますのは、3件でございます。その3件の内訳でございますけれども、昨日もご質問ございました竜田川の河藪橋の西詰めの交差点のところでも1カ所、そして今質問者が申されている箇所が1つ、そして竜田川にかかっております塩田橋の西詰めの交差点で1つという合計の3カ所でございます。

それと、設置要望に対しての西和署の関係の考え方なんですけれども、一応特にご質問者が申されております交差点等の関係で申し上げますと、この交差点につきましては、町道と県道が交差をするような状況になっておりまして、緩いカーブの状況の交差点でございます。三郷領のほうから来ますと、坂を上って斑鳩領域へ入ってきますと下り坂になるというような状況で、要はこの辺でスピードが比較的に出やすいような道路形態にはなっておるかなと、こういうふうに思っております。

そういったことから、県道を走行する車両と、町道から侵入いたします車両等との接触事故とか、また歩行者が横断をする際にも危険を伴いますことから、以前から地元自治会からも信号機設置の要望をいただいているところです。

町といたしましても、そういうことから、西和警察署のほうへ毎年信号機の設置要望をさせていただいております。これは平成8年度から継続してその設置の要望を西和署に出させていただいているところでございます。しかし、現在、要望を出させていただいておるにもかかわらず、昨日のご質問者にもお答えをさせていただいておりますように、現在までまだ信号機が設置されていないというような状況でございます。

西和署の見解といたしましては、車両、歩行者とも比較的少ない場所であるということに加えて、交通事故等も少ないということで、また公安委員会の方針といたしまして、考え方といたしまして、道路等の新設、改良をされた箇所を優先して信号機を設置をしているためとの見解を聞かされております。

しかし、当町といたしましては、当該交差点の形態からも、今後のことも考えまして、また地元自治会等のご要望等もお聞きをする中で、信号機の設置の要望をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 信号機の設置につきましては、後ほど少し触れさせていただきますが、次の質問に入らせていただきます。

徐行サイン等の提案についてでございます。

信号機の設置がされるまでの間、あるいは信号機にかわる徐行を促すための方法は何

かございませんか。また、斑鳩町として取り組めるものはございませんか。そして、奈良県郡山事務所の考えになりますが、そのほか徐行を促す方法をお示してください。

○副議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、信号機が設置されるまでの間の、それに、信号機にかわる徐行を促すようなその方法はということでございます。

現況といたしまして、町道504号線には、西の山住宅から県道に侵入する際には、停止線を引いてございます。一旦停止をして安全確認をすることが義務づけられているところでございます。また、それを促すために交通標識も設置がされておりますし、路面にも止まれの啓発表示がされているところでございます。また、県道側におきまして、交差点予告標識、ダイヤモンド標示がされており、またつづら折標識、カーブの予告でございますけれども、も交差点手前でされているところでございます。車線のしぼりマーク、道路が狭く感じるためのマーク等も施されておまして、ドライバーに対しまして十分注意を促す旨の交通標識等が既に設置がされているところでございます。

また、それ以外に一般的に考えられますことは、道路管理者で設置、表示をすることができます路面の啓発表示とか、交差点であることや交差点の中心であることを知らせるための自発光式の道路鋸の設置とか、交差点手前の電柱などに蛍光反射電柱幕等を設置して、ドライバーに対しまして危険交差点であることを周知することなどが考えられるところでございます。

また、歩行者の方々に対しましては、みずからの命を守るための交通安全教育もその対策の一つではないかと、このように考えております。そういったことから、当町におきましては、毎年園児とか児童に対しまして交通安全教室を、また西和警察署では、高齢者を対象といたしました交通安全教室なども開催をさせていただいております。こういったことももっと充実をさせていくことも一つの方法ではないかと、このように考えております。

2つ目の斑鳩町として取り組めるものはないのかということでございますけれども、質問者も申されてますように、県道につきましては郡山土木事務所の管理ということになっております。しかし、路面啓発表示とか道路鋸などを設置する場合につきましては、事業主体としては奈良県のほうになってくるということでございます。

また、蛍光反射電柱幕等につきましては、町民の安全を守るために町で設置は可能というふうに考えておりますけれども、これにつきましても、電柱、関西電力の電柱もし

くはN T Tの電柱になりますと、それぞれの事業所と協議が必要になってくるということもございますので、こういうことも当然協議の対象ということで考えているところでございます。

しかしながら、こういうものを設置をいたしましたといたしましても、まずドライバーに交通安全に対します意識がなければ効果が上がってこないのではないかと、このようにも考えております。

こういったことから、現在では、公安委員会では、免許取得時、あるいは免許の更新時に、ドライバーに対しての交通安全意識を向上させるための交通安全教育を充実をさせておられるということも聞いております。そういった取り組みの中で充実をさせていただくような取り組みをしていただきたいというように、また公安委員会のほうにもお願いもしていきたいとは思っております。

それから、3点目の郡山土木事務所の関係でご質問をいただいておりますけれども、この交差点の形態から見ますと、先ほども申し上げましたように、緩いカーブになっておりますし、そういうことから近くに交差点があるということをドライバーに認識をさせていく必要があるかと、このように思っております。このことから、「この先交差点 スピードを落とせ」とか、もしくは、「この先交差点 注意」といったような路面に啓発表示が効果的ではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 詳しくご説明いただきました。路面表示につきましても、県との調整がありますが、私も近くですからよく見てますが、「この先スピードを落とせ」というようなものはいいのではないかと思いますし、蛍光反射電柱幕につきましても、関西電力との話もありますが、電柱にスピードを落とせという、夜自動車のライトで照らされたらそれが反射して光るというのも、夜の対策にはいいのではないかと思いますので、前向きにご検討いただくようお願い申し上げます。

次でございますが、この地域の交通規制についてでございますが、郵便局とかいろいろございますが、簡単で結構でございますので、この辺の交通規制をご説明ください。

○副議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当該県道のところにつきましても交通規制でございますけれども、駐車禁止の交通規制がなされているということでございます。ただ、停車ま

での禁止はされておらないということでございます。ただし、こういう規制がかけられている以外に、道路交通法で規定されておりますような部分につきましては、一応規制の対象になってくる。まず1つとしては、この部分で交通標識等により、駐停車禁止区域外でございますけれども、道路交通法に基づいての規制もかかっております。1つとして、交差点、横断歩道等における坂の頂上付近とか勾配の急な坂、またはトンネルということ。そして、1つとして、交差点の側端または道路曲がり角から5メートル以内の部分とか、1つとして、横断歩道または自転車横断帯の前後からの側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分というようなところで駐停車の禁止がされているということでございます。

○副議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今回の龍田西3-1309-31先の交通安全対策についてご質問させていただきました。信号機という設置が難しければ、徐行ということで早急に対処していただければ、少しでもあのSカーブでの今後大きな人身事故が起こる前に何か防げればと思いますので、要望しておきます。

そして、この場所、503号線の信号設置は平成8年より毎年要望していると聞いておりますが、設置をいまだにされてないという現実も踏まえて、今後どれだけ期待できるかというのも疑問ですが、また設置ということになりましても、交差点付近の方々が、半感の信号ですと、交差点近くの方、夜は黄色の点滅信号に変わるため、その点滅でよく眠れないというような声も出てっていると聞いております。大きな人身事故が起こる前に、先ほど申したように、徐行サイン等で一日も早く実施してもらうことをお願いします。

それと、最後に、一つの情報でございますが、きのうの議員の交通対策の質問もございました。そして今回私もこの交通安全対策の質問をさせていただきましたが、6月8日の日曜日の午後1時ごろ、河蕨橋から北庄に抜ける村中縫工所前において、乗用車と自転車に乗っている子どもの接触事故がありまして、頭部陥没という大きな人身事故が起きております。道幅が狭いということも事故の原因の一つと考えられますが、このことを申すに当たって、この当てられた子どもが、元斑鳩町の町会議員だった方のお孫さんだったということも何か因縁めいたものを感じます。そして、このお方の奥さんも今日お見えと聞いておりますが、どうか今後斑鳩町内での交通事故の多発、危険な場所、道路拡幅工事と道路整備を具体的な形で実施していただけるようお願い申し上げます。

、6月議会の私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○副議長（中川靖広君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

次に、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いまして一般質問をしたいと思いますが、その前に、本年の3月の議会時に理事者に要望をしておりました、優秀で積極的に仕事のできる人材の派遣を県にお願いしてほしいと言ってきた経過があります。北村氏は、都市建設部長として当町に来ていただいた以上は、2年間と思われる任期中に、部長としては短い期間かもしれませんが、その間にこれだけは必ずやりとげて県に帰りたいと思われる事業について、全力を傾注していただかなければ、私が理事者にお願いした優秀な人材の派遣を要請しました建前上、都市建設部長として明確に実施できる事業はどれかについて後ほど聞かせていただきたいと思います。

ということで、質問事項、都市建設部長については8つほどありますが、その中で、ぜひともこれはやって県のほうに帰りたいということ、その質問の最後をお願いしたいと思います。

まず、都市建設部の懸案事項についてということでありまして、富雄川の河川改修の進捗度と年次計画はどのようになっているのかということでございます。

北村都市建設部長として、県より斑鳩町に出向されてきた部長として、富雄川の溢水時の被害状況等の報告を受けておられ、その対策と河川改修の年次別の行程と現在の進捗度はどうなっているのか。これから最大の難関でありますJR鉄橋、そして安富橋、そしてまた井堰と続くので、かなりの年数を必要とすると思われませんが、どのぐらいの年数を要するのか。

それと、奈良県土木事務所の郡山土木事務所の中には、河川課という課があると思いますが、その河川課の中の係というんですかな、その係について、どのくらいに分かれているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

というのは、富雄川の上流部分の大和郡山市と奈良市の第二阪奈入り口より南へ大体500メートルか700メートル区間で、去年1本橋がかかりました。あれは砂茶屋のところでございます。そして、現在2本の橋が工事中でございます。その工事中の橋については、川をただ横断するだけの橋の工事でございます。その先の取り付け道路はございません。富雄川だけを横断するような、緊急を要するような橋とは私は思われませんねんけども、その取り付け道路について、そういう予定があるのかどうか。

それよりも、私は以前からも申しておりますように、やはり災害を起こしたこの河川改修こそが先行されるべきではないのかと思います。そして、今東洋シールの東側において工事をされようとしておる、自転車道路等の建設もされようとしておりますが、やはり溢水被害を出した斑鳩町及び町住民に対して、県はもっと積極的にその事業を進めていただかなければいけないのではないのかと。我々の働きかけ、県に対する働きかけが弱過ぎるのか。それとも、現在も富雄川の右岸の高安西の部分に残っておる、溢水時の被害発生したときに積まれた、それ以後また積み替えされましたが、その土のうが残っておる現状を見ていただいて、もっとやはり積極的に県のほうに働きかけてもらいたいというのが私の願いでございますが、それに対して北村部長は、今後どのように働きかけていただけるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、最初に、質問の中の改修の進捗と年次計画、そのことについて先に説明させていただきます。

富雄川の河川改修の進捗と今後の年次計画については、現在安堵町区域であります法隆寺自動車教習所前の高瀬井堰が完成いたしておりまして、低水護岸を上流域のJR橋の手前まで工事がなされております。今後、JR橋梁工事について、県がJRに対しまして工事の委託契約をされ、既にもう今月からJRでは着手されていると聞いておりますが、これは平成17年3月までの間の工期をもって実施されると聞き及んでおります。

また、斑鳩町区域に関してでございますが、県道天理斑鳩線上流にあります安堵町の井堰についても、水利関係者と改修に向けて交渉をされているとのことでもあります。また、その上流の阿波、興留井堰につきましても、平成13年に、これは水利関係者に聞き取り調査を実施されておりまして、調査結果がまとまったということから、本年2月20日に水利関係者に報告がなされたところでございます。

今後、JR橋梁工事の完了までに、上流域であります井堰等の水利関係者と協議を進め、JR橋梁完了後は一日も早く上流への工事着手がなされるよう、町といたしましても県と協議いたして、また地元の関係団体等も調整を行いながら、今後事業の推進に向けて努力してまいりたいと考えておるところです。

先ほど富雄川の溢水の話、これは平成12年7月の件と存じますが、私も当時というより、こちらへ来てから現場も見に行つて場所も確認しておりますが、大変な被害だっ

たということは認識しておりまして、この河川の改修につきましては喫緊の課題かなというふうに感じております。

また、一方で、議員のほうから、特に道路の、何といいますか、拡幅等、そういう計画もないように見えるところに郡山市内のほうで橋梁がかけられておったりとか、そういう工事がなされておったりというようなことで、県の河川なり道路行政どのようになっているのか、斑鳩町のほうの事業が進まないのは、町の県に対する働きかけがまだ足りないのかというようなことでございましたが、私は決してそういうようなことではないと思っております。私も県のほうでこれまで土木行政というものには、特に公共工事に関してはこれまで直接に携わった経験がほとんどございません。契約制度であるとか、そういったことが主でございましたので、詳しくは理解しておらないところもありますが、県下においては、河川、道路、かなりの箇所においていろんな課題を抱えております。それが限られた予算の中で進めていくに当たりまして、財源の問題もございしますが、それともう1点は、やはり地元の調整とか、そういったいろんなことも事業の進捗に関係してくる課題かなと、そういうふうと考えております。

そういったことで、いろんな条件を1つずつクリアしながら着実に進めていく、そういう手法をとりながら今回この富雄川の改修につきましても、私も、先ほど議員がおっしゃられましたように、県から来た身としまして、パイプ役として十分な力が発揮できるか、それはまだこれから私の努力次第ではございますが、できる範囲で精いっぱい頑張っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 現場へも行ってもらって見てこられたということなんですけれども、引き継ぎのときですね。そしたら、あの今現在積まれておる土のう、あれは、12年7月11日でしたかね、それから1回破れたりして舗装されたときに積み替えられたという経緯がありますけれども、あのままの状態、河川改修がなされるまであの状態でほっておかれるつもりなんですかね。やはりあれについては、近くに上宮遺跡公園という立派な、斑鳩町にとって立派な公園もあるし、観月祭も行われるような公園もあるのに、それをあのような状態で何か置いとくというのは、ちょっと私は観光地としての斑鳩町としての価値というのか、それがないように思われますけども、それについての処置、処理方法を何か考えておられるのか。あるいは、いつまでもそのような状態で

、破れたらまたそれを補強するのか、それらについて一遍、どういうふうな考え方が聞かせていただきたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 河川域のことです。郡山土木事務所が管轄しておるところでございます。そういった中で、町があ部分について何をできるのかというような結論は出せませんが、議員もおっしゃってますように、景観上の問題であるとか、安全面以外にそういったいろいろな問題もございますので、これからそういったことについて県のほうに対しましても、今の状況がいいのか、まだ向こうは認識しておるがやむを得ずああいう状況になっておるのか、そういった確認も行いながら今後早急に整備がなされるよう要望はしていきたいと、そのように思います。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そしたら、今現在積まれている土のうは、県のほうで積まれたというふうに理解してよろしいんですかな。

それと、質問事項の中で、郡山土木事務所の中で、河川課という課の中にどのような係、言うたら河川の川とか、そして道路とかいろんな係というんかね、そんなんがあると思いますけれども、私一番部長にも疑問を投げかけたというのも、上流のほうで今早急に必要でないような橋を去年、ことしにかけてこれ3本もするのは、何億ってやっばりかかると思いますねんけど、それらを施工されておるのに、なかなかこっちのほうに予算が回ってこない。次の質問事項にも入ってくると思いますけど、やはり三代川に関してもストップしたままで長いこと放置されておると。これはいろんな、部長も理解していただいておりますやろうけど、いろんな諸事情がありますから、なかなかそれは一朝一夕には解決できないと思いますけれども、やはり水に対しての被害、その発生が被害者となった場合、私ことしの選挙において、家の工場のほうに溢水したときのまだその泥の除去のために一輪車で何台もやっばり出しているような状況です。まだそれに、まだいまだに被害が残ったままの部屋もあります。やはり、それについて、被害者でなかったらそういうことは言えませんよ。だから、積極的にやはり県に対しても私はやはり意見を申し述べていただきたいなど。そして、我々もできることであれば、やはり町と協力しながら県のほうへも陳情にまいるたいなど、そういう心意気でございますので、やはりそういうときには我々にも声をかけていただきたいなどと思いますので、どうか部長よろしくお願い申し上げます。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今、いろいろな整備の中で県の組織の問題等取り上げていただけていますが、その前に、先ほどの富雄川の土のうの件でございますが、これは私は全体的な整備の中で、河川改修という全体的な整備の中でこれは県の事業というふうに申しておりますが、あの土のう自体は、応急措置ということで町のほうで積んでおります。ただ、先ほども申しましたように、これはあくまでも河川改修を抜本的にやっていくという意味でこれは県の事業だというふうに申しましたので、それはご理解いただきたいと思っております。

そして、議員の質問というか疑問の中に、抱いておられる中に、このような重要な改修を要するようなところがあるのに、にもかかわらずわからんような橋梁が3本も当然多額の費用を投じながらやっている箇所もあるやないかと、こういうご質問でございますが、まず県のほうの土木部内の組織体制ですが、まず道路を管轄します道路建設課、そして河川を管轄しております河川課というのがございます。そういった各課の下に各土木事務所、ここ斑鳩を管轄しておるのは郡山土木事務所でございますが、その土木事務所の中にも、河川を管轄するところと道路を管轄するところがあると。

まず、今河川の話が出ておりますので、県の河川課の組織についてでございますが、昨今県のほうも組織の改革というのが行われまして、これまでの係制からグループ制へとといったような組織改革が行われております。

そういった意味で、私本年4月の河川課の中の組織体制詳しく把握してないのは確かなんですが、考えられるのは、河川課では、河川の整備のみならず、治水、そういったことも、当然これは河川改修につながるものですが、そういった分野分けをしております、恐らく河川に関するグループで河川改修等は行っておるのかなというふうに考えます。

そして、郡山土木につきましては、河川の担当のほうで、これは維持補修の部分と抜本的な河川改修を行うような係、そして郡山土木で言いましたら、生駒市からその他生駒郡、各市町にまたがって管轄しておりますので、その中でも方面を分けてそれぞれが担当しておるのかなと、このように思っております。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、部長からいろいろ聞かせていただきましたが、できるだけ部長として力を発揮していただきたいと思っております。

続きまして2番目の三代川の河川改修の今後の進捗予想と現在の状況についてということですが、午前中の質問者の中でも回答が得られておりますが、私はその部分よりも、やはり山田の米屋さんですか、そこから東洋シールまでの県道部分について、用地買収された部分もあるし、いまだ用地買収されてなく、これからされようとしておる県道大和高田斑鳩線の部分について、あれは三代川の河川改修も含めた用地買収をされておるということで、南側の部分について何か、U字バリケードというんですかな、ああいうものが立てられておりますが、三代川の河川改修は一応山田の米屋までが事業認可がおりておって、それから上流部分についてはまだ事業認可も受けておらないという状況だと今まで聞いて理解しておりますけど、それも含めてやはり三代川の河川改修は、いつもその事業認可を受けておらない部分が溢水しておるような状況ですので、それらについて、いつになったら事業認可を受けられるのか。やはり、山田の米屋さんまでの事業が進捗しなければ受けられないのか、その点についてどうなっておるのか、今現在の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご質問の三代川の改修についてでございますが、先ほど議員のご質問の中にありました部分につきましては、これは特に東洋シールの前というようなことから、これは県道の天理斑鳩線、これにも関連することかというふうに考えております。私はこの件につきましては、三代川の改修、そして三代川につきましては、途中、上流から天理斑鳩線に沿って上っていくわけでございます。そういったことから、天理斑鳩線とこの三代川の改修というのは、ある意味では一体的にやっていく必要があるのかなと考えております。

そういった意味で、三代川改修につきましては、午前中に浅井議員の質問の中にも説明してまいりましたが、特に天理斑鳩につきましても、現在用地の関係等で地元等の調整等入っております。既にも買収も済んで部分的に補修なりの改良なりもされているところもありますが、こういったことを一体的に今後進めていく必要があるのかなと考えております。

先ほど申されました事業認可の件につきましては、私はちょっと勘違いしておりました、既に認可がおりておるものと思っておりました。そういったことから、当然これを一体的に進めていくためには、県道と一体的に進めていくためには、当然事業の認可が必要になってきますので、そういったことを踏まえまして、今後県のほうにその辺の手

続につきまして早急に解決されるように、今後十分に要望してまいりたい、また働きかけてまいりたいと、そのように考えます。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私が申し上げましたように、やはり事業認可というものが、山田の米屋さんまでしか出されておらないと。それに山田の米屋さんから東洋シールの間の県道天理斑鳩線については、先行投資的に河川の用地買収も済まされておるといような現状を知った場合、やはりその先行投資は必ずそれは河川改修については必要やろうと思いますけれども、それについても、道路形態からして、やはり南側のほうにバリケードみたいな、U字型のバリケードみたいなのが立っておるといことは、また河川改修が始まったら、そのバリケードみたいなのを撤去してやっていかんなん、そういうことがやはり不経済というんですかね、思われますねんけど、それらについてももうちょっと工夫とかそんなんがないのかな。とにかくもう東洋シールまで用地が交渉できれば、あそこの道路としての形態も、今一時的な避難所というんですかね、一時は部分的に避難所的な拡幅はされましたけど、今は大分距離的に供用されておる距離は長くなっておりますけれども、これからの将来を考えたら、道路形態というものがもうちょっと工夫ならんのかなと。片一方、南のほうには、歩道も設置されておるのに、そこへ手前のところにバリケードみたいなものが立っておるといのは、これから先にしても、何かまた再度工事のし直しをせんならんといことは、ものすごく不経済なようにも思いますけれども、それらについて、県としては今のところ、あの三代川があそこまで仮に事業認可を受けて改修されるということになるまでは、やはり10年やそこらは絶対かかるというふうに思いますねんけどね、そうした場合に、そういうふうな民家が隣接というのか、接しておるといことでああいう形態をとっておられるのだとは思いますが、それにしても何か不経済的な施工の仕方ではないんかなと思いますけど、それについて部長はその実態は知っておられますか。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議員が今おっしゃられておりますのは、ちょうど西の町道の交差点の手前のところかなと思いますが、あそこの部分につきましては、最終的に車道がありましてその南側に歩道がつくわけですが、そのさらに南側、ちょうど袋状態になっているところがございますけれども、そこにU字型のバリケードをされておる。そこにつきましては、U字型のバリケードから南の袋状態になっておるところにつま

しては、これは最終的に河川改修に必要な部分として用地を取得されております。したがって、バリケードのどこまでが最終的に道路の形態をなす部分として、そこで区切りをつけているというふうに伺っております。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私の感覚として申し上げただけで、そないして積極的に県も河川改修の用地を先行取得しておられるということに対しては、それは感謝をしております。しかし、その形態が、やはりU字型のそういうふうなバリケードをするということ自体が、何かむだな感じがするん違うかなということで申し上げましたんですけども、それについては今後とも積極的に県のほうに働きかけていただきたいと思っております。

続きまして、いかるがパークウェイのモデル路線の進捗度と今後の年度別の予定についてと、そして都市計画道路法隆寺線についてということでございます。

この件についても、きょうもまた質問者に対して回答されておりましたが、やはり私としては現実に見えてまいりましたいかるがパークウェイのモデル路線の本年度の計画と今後の進捗について、特に年度別、そして延伸についてということで、西のほうに延伸するというような回答も聞かせていただいておりますが、やはりその中で、都市計画道路の法隆寺線の開通はいつになるのか。それと、計画中の（仮称）総合福祉会館の建設との兼ね合いもあり、やはり早急な実現を待たれるところであります。検診車や受診車の車両等の通行を考えて、総合福祉会館の開設までには、やはりこの都市計画道路法隆寺線をぜひとも実現してもらわなければならない事業であると思っておりますけれども、それらについてどのように今の段階で進まれようとしておるのか。1軒の地権者というんですかね、その方がまだ色よい返事をしていただけないということで、そこでストップしておるような段階というふうに受けとめておりますが、そこさえ解決できれば、あのモデル路線のところまで、そして小吉田の町道の交差点部分までは開通するというふうに受けとめていいんですかね。それでよろしいですか。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、ご質問のパークウェイのモデル路線の進捗、そして今後の年度別の予定について、そして法隆寺線についても現在の状況、先に説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイのモデル区間につきましては、これは平成14年度でもって道路本体の基本的な工事でございます基盤整備工事を終了されております。そうい

ったことで、国土交通省では、本年度において舗装や歩道整備、そして街路樹の植栽といったような、いわゆる上物の景観整備工事を行い供用を開始したいというふうに伺っております。

また、今年度からは、小吉田から西の区間、すなわちモデル区間から竜田川の間についてでございますが、これについても事業を進めていただけるというふうに聞いております。

次に、都市計画道路法隆寺線についてでございますが、当初計画区間の用地取得は現在約70%と少しおくれぎみでございます。しかし、残りの30%につきましても、今後とも交渉を重ねまして早期に取得できるよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、いかるがパークウェイとの交差点から町道401号線、いわゆる服部道でございますが、これまでの約100メートルにつきましては、モデル区間の供用にあわせて供用することとなります。今年度において舗装等の上物整備を行う予定をいたしておるところでございます。

また、事業を延伸いたしました服部地区区画整理区域までの区間につきまして、本年度の完成を目指して進められているこの区画整理の事業の予定と整合を図りながら今後進めていきたいと、このように考えております。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私は、心配しておりますのは、やはり質問事項の中にも申し上げましたように、やはり検診車とかは、かなり大きなバスみたいなんが来ると思いますので、やはり保健センターも併設したというような考え方の中で、服部道でも行きにくい。そしてまた、大和高田斑鳩線のほうからでも、途中で狭隘な部分があるし、そしてまた龍田神社前のほうから入るにしても、なかなか小吉田の部分については、やはり大型車というんですかな、検診車なんかは回りにくいというような形態の中で、モデル路線ができればまたそれは可能であるということで、今年度でそれはなされるということで、これもそれでいいのかなと。しかしながら、やはり法隆寺線のあそこから直接南のほうへ入っていきけるように事業を早急にやっていただければ、それがやはり町民にとって一番有効的な利用方法になるのではないのかなということで、これは特に都市計画道路法隆寺線について今後とも早急に実施していただけるようお願いしたいと思います。

続きまして4番目の法隆寺駅の橋上化と駅前整備についてということで、これについても何人もの質問者がおられて、そして回答はいただいておりますけれども、やはり駅舎だけを橋上化しても、今の現状の駅前、そして南北、そして町道部分についての改良がなされなければ、駅としての機能は発揮できても、町民に対しての不安というのか、混雑解消、渋滞解消にはなかなかならないのではないかなど。やはり総合的な考え方でやっていかなければ、町民に対してそういう利用価値が少ないのではないのかなと思いますけれども、駅舎はそういうことでJRのほうとも協議されながら前向きに進められておることなんですけれども、駅前の整備について、地元でいろいろ説明会とか行われておるとも思いますけれども、その説明会での反応というんですかね、そういうことについてどのような町としては受けとめ方をしておられるのか。橋上駅についてはちゃんと町もその事業を打ち出しておる、そして駅前についてはこれからやっていこうと、駅前整備事業をやっていこうということなんですけれども、しかし地権者の方もかなり関係しておるともということで、説明会は持っていただいておりますけれども、その反応とかいうことについてどのように町は受けとっておられるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、法隆寺駅の橋上化とその周辺整備についてでございますが、平成14年度に法隆寺駅周辺整備基本構想調査というものを行ってございまして、駅舎の整備手法や、そして周辺アクセス道路など一定の基本方針の取りまとめができたところでございます。駅の橋上化については、2つの案について基本構想を得たところでございます。

駅の橋上化についてでございますが、1つの案としましては、2面2線、そしてもう1つの案としましては、2面3線、この2案でございます。町としましては、先ほど議員ご質問の中に、駅がよくなってもそこへの交通渋滞云々ということもございましたが、そういったこともございまして、当然アクセス道路の確保等が必要になってくるかと。そういったことから、JRに対しましては、2面2線の案を強く要望しておるところでございます。

また、駅舎橋上化による改築整備に際しましては、駅前広場、そして周辺道路網などの整備改善も伴ってくることから、基本構想で得られたアクセス道路等の基本方針に従いまして、現在具体の整備計画等に検討を加えておるところでございます。可能な部分

から、駅周辺の道路網等の整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

そして、地元等の説明会についてでございますが、これは基本計画がまとまってから地元のほうに説明に入っていくというふうな計画になっておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、5番、6番、7番については、一応交通渋滞が起こっておるような状況、そして7番目の県道天理斑鳩線については、先ほどもお話を聞かせていただいておりますので、5番の竜田大橋の168号と25号の交差点の右折レーンの進捗度についてと、それと6番目の万年交通渋滞している大和高田斑鳩線新御幸橋の現在の状況と今後の進捗について問うということなんですけれども、この6番については、県会議員の選挙のときに、斑鳩町からの立候補された候補者が、来年には交差点部分の右折レーンの工事を実施しますと、県のほうで実施しますと明言されておりましたんですけれども、それが来年度に行われるのかどうか、それについてお聞かせ願いたいと思っております。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、竜田大橋の国道168号と国道25号の交差点の右折レーンの関係の進捗についてでございますが、ここの渋滞対策についてでございますが、県におきましては、第3次渋滞プログラムといたしまして、平成10年度から14年度の位置づけとして、県下において43カ所の渋滞箇所の1つとして盛り込まれております。また、当町としましても、これについては事あるごとに要望を行ってきたところでございます。

そうしたことから、今年度から交差点改良として右折レーンを確保すべく事業着手され、町といたしましても、地元調整を行いまして、地元役員の方はじめ関係者に対する事業説明を本年4月30日に実施しております。関係の住民の方々にご理解を得ましたので、現在現況測量調査を進めていただいているところでございます。特にこの区域につきましても、道路に平行いたしまして家屋が連たんしているということもございませう。そうしたことから、事業化に向けては、地権者のご協力が必要でありますので、今後は測量調査の完了後の計画内容の説明を行いながら、事業の推進を図るべく、県と協議して事業化に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、これも渋滞の関係でございまして、大和高田斑鳩線の御幸大橋のところござい

いますが、ここにつきましては、現在の状況と今後の進捗について、ご指摘の箇所につきましては、平日の朝夕の時間帯、そして土曜日、日曜日、祝日と、こういった日の一定の時間帯がかなり渋滞しているというところでもございますので、県としてもこの御幸大橋南詰め交差点から法隆寺インターチェンジの交差点の間、これは平成9年に交差点改良がなされたところでございます。これについては一定の効果があったものと思っておりますが、依然渋滞しているということから、今後渋滞緩和に向けての対策を機会あるごとに県に対して強く要望を行っており、今後においても要望活動を続けて行ってまいりたいと考えております。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） いずれも、町民に対しても大変ご不便をかけるような交通渋滞が発生している箇所については、今後とも県のほうに対して十分に要望をしていただきたいと思っております。

続きまして、2番目の上下水道の懸案事項についてということで、平成17年3月に一部供用開始される公共下水道の整備進捗度と、阿波2丁目地内の未整備地区の進展について問うということで、昨日ですかね、質問者の中に回答を聞かせていただいておりますので、これについては、今回発注されました公共第1号、第2号、これについて服部のほうから北のほうにばあっと上がっていくような発注状況というんですか、発注の仕方なんですけれども、私は西のほうにずっと延びていくんかなというふうに考えておったんですけれども、その北のほうへ上っていくようになったというのか、そのほうが費用対効果の効率を考えた場合には、やはり北のほうへ上っていくのが効果があったと判断されてか、最初からそういうふうに、私は建設委員会の中には入っておりませんので、どういう経過でこのような進め方になっておるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○副議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） ただいまのご質問でありますけれども、今発注いたしました幹線につきましては、流域の幹線No.13の汚水ますがあるんですけれども、そこへ取りつけるために行いました。そうした場合に、服部から一気にこの幹線を上がりまして、役場西を通過して錦ヶ丘のほうへ上がっていくと。続きましては、龍田北部幹線というのがございます。それを次年度においてやっていく計画をいたしております。なおかつ、服部と小吉田をつなぐ区域もございますので、それについても順次やっていって、徐々

に龍田方面に延ばしていくと、そういう計画で進む予定でございます。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 17年4月ですか、その供用開始に向けて、やはり1軒でも多くの方に供用をしてもらえるように、町のほうとしても最大限の努力をしていただきたい。やはり費用対効果という考え方からいけば、私らもいろんなところへ視察に行っても、なかなか供用をしていただけないというような状況の中で、現在の経済情勢の中においては、公共下水の中に引き込みをする場合に、1戸当たり最低やはり60万円ぐらいはかかるということであれば、なかなかそれは簡単には計算どおりにはいかないと思いますので、先のことも考えて費用対効果を重点的に考慮していただいて延伸を進めてもらいたいと思います。

続きまして、住民生活部の懸案事項ということでございます。総合福祉会館の現在の状況と平成17年の竣工に間に合うように順調に進捗をしておるのかということで、きょうも午前中の質問者についても聞かせていただきましたが、これが本当に17年度中に完成すれば結構なことなんですけれども、以前法務局の東側のところでお流れになったような状況にならないように、これは皆さんがやはり期待されておる総合福祉会館という、そういう総合的な施設ですので、ぜひとも15年中には用地買収、16年、17年には竣工ということについて、もう一度どこまで今、地権者と話をしたりとか地元で説明会を開いたりとかいろいろなことを聞かせていただいておりますが、その点について反応というんですかな、それがいかに、しかしながら、またやはり用水が農業用水路に入るとかというような話も出ておるといようなことも聞くことにおいて、やはり17年度で完成させるということは、またやっぱりちょっと時期的に、時間的に不安な面もありますけれども、それについて今現在どれだけ努力していただいているか、それはだれが一番率先して働きかけていただいているのか、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、担当の職員全力を傾注しながら、地元説明会をして、ある程度ご了解をいただいた。午前中の質問者にもありましたように、当初からこの関係等については、やっぱり用地の値段だと私は思っています。値段が合えばいいわけですが、先ほど午前中に言いましたように、国土交通省があのパークウェイの400メートルの間、買い上げたのは坪16万円ですから、それ以上にはならないと思いますけれど

ども、我々としては稲葉のところでは今公民館用地を買い上げたのが13万円。そのことを考えますと、一応提示をさせていただいたのが12万円ということでは、なかなか難しいということですのでございますから、この辺のところをどう調整していくか。やはり、何ぼ金を出したらええということでは、私はやっぱりまた住民からのいろいろな問題等ございますから、鑑定に基づいた金額に応じてそういうことをご協力いただく努力をしていくことが大事であろうと思いますし、何言いましてもやっぱり用地が協力を得られなかったら、何ぼ頑張ってもでき得ませんことですから、やはりそういう点については、みんなが力を合わしながらその用地協力をいただくことについて、全身全霊を打ち込んで皆さん方とともに地元の方にご快諾をいただくということが一番大事であろうと思っております。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、町長がおっしゃいましたように、やはりこの事業が流れるようなことはあってはいけないということで、これを最後のチャンス、最後の場所として考えていただいて全力投球をしていただきたいなということをお願い申し上げたいと思います。

続きまして、今話題となっておりますSARS対策についてということで、観光立町としての対策は十分なされておるのかということでございます。

現在は、だんだんと終息状況に向いておりますが、その新型肺炎の防止については、やはり実際発生すれば困難な状況の中で、やはり観光として迎える斑鳩町としての対策は十分なのか。やはり発症までには10日間ぐらいの潜伏期間があるということですので、その間に来られて、それもどのようなルートで来られるかもわかりませんので、それらに対する対策が、町単独では難しいと思いますけれども、それらについてどういうふうに対策をとろうとしておられるのか。

そして、台湾から来られたお医者さんが、別に発症もしておられなかったのにその受け入れをされた観光地とかについては大変なダメージを受けられておると。キャンセルなんかも発生しておるという状況の中で、やはり観光地として、斑鳩町はもとより奈良県全体なんですけれども、やはり対策は、起こる前に打つべき手を打っておくのが一番大切だと思いますけれども、それらについてどのような対策がなされておるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君）　まず、県においての対策なんでもございませうけれども、本年の4月の8日の日に、県では関係課から県立の病院、そして県立医科大学、保健所等によりまして対策の連絡会議が開催をされました。それ以降、県立医科大学におきましては、隔離エリアの設置、そして奈良県SARS対応行動計画の策定とか、県立病院の受け入れ態勢の整備、保健所等の相談窓口の開設等、その対策を講じられてきたところでございます。

SARS感染の台湾人医師の関西地区の旅行とか滞在が判明したわけでもございませうけれども、さらに感染防止に万全を期するという観点から、5月の19日に県におきまして健康局SARS医療対策本部というものが設置がされたところでもございませう。県内でSARS感染が発生した場合、奈良県SARS対応行動計画に基づきまして、県の健康増進課及び保健所が感染者に対しまして、医療とか搬送、検査等の対応を行うことになっているところでもございませう。また、消毒につきましては、原則として保健所が行うことになっておりますけれども、場合によっては保健所の指示によりまして町のほうも実施をするということになって、この行動計画にはうたわれております。

また、町のほうの関係でもございませうけれども、海外からの旅行者につきましては、検疫所におきまして嚴重にその感染のチェックがなされていると、このように聞いておるところでもございませうが、しかし今回の台湾人医師のように、広範囲にわたる旅行とか滞在の末に、離日をされてから後に感染が判明した場合などにつきましては、当町といたしましては、速やかに情報の収集とかを整理をいたしまして、県並びに保健所との連携を密にしながら、住民の方々のその不安の解消と事後の対応に努めてまいりたい、このように考えております。

なお、この対策につきましては、うがいや手洗いなど日常の衛生管理というのが、このSARSのみならず感染予防に有効であるということから、この予防に関します注意をはじめ、SARSに関します情報につきましては、斑鳩町のホームページに5月の26日に掲載をさせていただきまして、そういう病気の特徴とか、その対応につきましても載せさせて、住民の方々に周知を図らしていただいております。また、6月の12日に広報いかるがの分で、6月1日号じゃなしに6月12日の広報いかるがのお知らせ版の関係で掲載もさせていただきまして、住民の皆様方にそういうことで周知を図らしていただいているということでもご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（中川靖広君）　12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） よろしくその対策をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、4番目の公共施設における樹木の管理についてということで、1と2とになっておりますが、いずれも樹木の枯れておる状況、その管轄部署というんですかな、その違いによって2つに分けさせてもらっておりますが、上宮遺跡公園のほうと、そしてふれあい交流センターの入り口の枯れ木というんですかな、その処理についてどのようにされたのか、またされようとしておるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、上宮遺跡公園のほうにつきまして私のほうからお答えいたします。

上宮遺跡公園の管理につきましては、週2、3回の清掃作業、それと5月から10月にかけては4回程度の除草作業を行っているところでございます。また、2年に1回樹木の剪定作業を行っておるところでございまして、枯れ木等につきましては、剪定作業時に処理を行っているところでございます。しかし、ご指摘のように、緑の葉が繁っているの中で枯れ木があるというようなことは非常に見苦しい、こういったこともありまして、今後その都度処理をし、適正な管理をしてみたいと思っております。

ご指摘のところにつきましては、今後早急に対応していきたいと、そのように考えております。

○副議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ふれあい交流センターと火葬場の関係での植栽の関係で枯れた関係の分につきましては、この分につきましても、私どもといたしましても、当然風致地区内のところに位置した施設の関係上、また景観上も好ましくないということで、早急に伐採をしていくということで対応をさせていただくということで考えております。

ただ、ふれあい交流センターにつきましては、9日の日からの伐採という形で考えておりますけど、まだ現在のところそのところまで、枯れ木を伐倒しているところまでは至っておらないと思います。

火葬場につきましては、7日から入っていくというような考え方でありまして、火葬場につきましては、何分多数の枯れ木等になっておりますので、7日から順次何本かずつ伐倒をさせていただくということで、計画でもって進めさせていただいております。

す。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 枯れた木がいつまでもそこに立っておるとするのは、やはり見苦しいことですので、早急なる処理をお願い申し上げます。

最後になりましたが、総務部に関する事項についてということで、下司田池の現在の状況についてということで、現在和解調停中の下司田池の現況ということでございまして、初めの和解調停の話し合いの段階では、土地による補償要求だったと思いますが、現在では金になったと聞いておりますが、その事実と、補償金額というんですかな、それは申し上げられないということであればそれで結構なんですけれども、その額が決定した場合に、その金の出所をどのように考えておられるのか。やはり、現在のように、初めのうちは町としても和解条件としては土地を譲渡するような考え方でおられたと思いますけれども、土地の下落によって相手方が金のほうに変化されてしまったのか、今後の和解調停解決の時期的な見通しはどのようになるのか、それらについて答えられる範囲で結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この下司田池の提訴の関係なんです、これまで総務常任委員会の中で報告をしてまいりました。今も木田議員さんがおっしゃっておりますように、当初は補償提案、次には一部の池の払い下げ、そして今ご指摘になったような最近はまだ補償というような状況で和解調停が変わってきております。こうした中で町としての対応が非常に難しい状況になっております。弁護士とも十分相談をしておるわけですが、今現在町としての対応も明確にしなければならないと、このように考えておりますものの、やはりこの件については、こうした状況で一転、二転変わる中では、総務常任委員会と十分相談させていただいて、どうしていかうかということで今後協議を重ねていきたいと、このように考えているので、ご理解願いたいと思います。

○副議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今後とも早急なる解決法をよろしくお願い申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（中川靖広君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時56分 休憩）

(午後3時15分 再開)

○議長(森河昌之君) 再開いたします。

次に、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「奈良県公嘱協会に関する新聞報道について」を挙げさせていただきます。

5月14、15、16日と、3日間連続で奈良新聞に掲載されました奈良県公嘱協会の関係については、これまでもいろいろな角度からの質問が出されていた経過がありますが、まずこの記事にあるような、配分が一握りの特定の社員に集中し著しく公平を欠くとして改善指導を受けていた状況があったとされていることにつきまして、平成14年の決算審査特別委員会で提出されました当町の発注の状況なども見させていただきます中では、12年度、13年度、この状況を見ますと、やはり少し偏りもあると思うんです。この偏りの中には、いろいろな事情もあるのなかというふうには感じているわけですが、やはりゼロ件、1件という方に対して8件とかいうような発注がなされている状況もあるということも見てきました経過もございまして、私はこの新聞記事を読まさせていただいた後、当町の契約についてこれまで問題はなかったのかという心配をしているわけなんです、この件についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長(森河昌之君) 芳村助役。

○助役(芳村 是君) この公嘱協会の関係につきましては、これまで多くの議員さんからご指摘、ご質問をいただきました。その都度適切な答えをしているわけでございます。町としては、やはりこのように著しく公平を欠くというような配分はされてないと私は思っております。今、質問者も言われましたように、地理的に、地域的に偏る場合もございまして、これはやむを得ないと思うんです。そういう中で、これまで言うてましたように、やはり表示登記をするには高度な集中技術を持った方々が寄った公嘱協会に任せるのが妥当だということでこれまできたわけでございます。そういう中でも、競争原理を働かすということでやってまいりました。これも何か問題もございまして、町としては頭を痛めておる状況でございます。今現在の状況としましては、やはり単価を一応決めさせていただきます、公嘱協会との契約につなげていくということでございまして、

したがって、質問者がおっしゃいますような公平に欠く面はないということを私は考えておるわけでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私もこれまでいろいろな議員さんが質問されていて、その都度助役さんが答弁をなさっている中で、今申されたような状況であったというふうには感じておりますが、この新聞報道を見まして再度確認をさせていただいたというような状況でございます。

ただ、やはり、ここに書かれていますように、非常に公嘱協会さんのほう、受注をされているのが、官公庁による仕事が多いと。12年度に受注しているのが14億4,000万円。この中の8割、80%が特命指名があったのではないかというふうなことが報道されているという中では、やはり懸念をしたということを申し上げておきたいと思っております。

ただ、2点目に入らせていただくわけなんですけれども、今、助役さんちょっと触れていただきましたけれども、この分野につきましては、契約における競争原理の導入が最もおこなわれている分野の一つであると、そして独占的な契約温存となっている状況があるというふうに以前からも、他の議員さんからも意見がありましたが、今回の新聞報道でもそういうことが書かれていたと思うんです。

ところが、土地家屋調査士法、これが8月に改正をされるということで、報酬基準規定の契約見直し検討が期待されるということがこの新聞報道にも書かれておったと思うんです。そして、奈良県などもそういった見直しをしていこうというような見解を出されているというようなことも書かれておったと思うんですけれども、この8月に土地家屋調査士法改正がされましたら、今後契約についてどのように町としてはお考えになれるのか、その点についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、言われましたように、土地家屋調査士法の改正が言われておるわけでございます。その中で、これまで報酬の基準規定がございました。これは、もちろん弁護士、司法書士、行政書士等基準もございます。そういう中での一応土地家屋調査士による報酬基準が決められてきたわけでございます。そういう中で、そういうことを、法が改正をされて、その基準がなくなるということも聞いておるわけでございますが、どういう形になっていくかということは明確じゃない、こういうふうに思います。

。ただ、県のほうでも一応競争原理を働かすということも言われておりますし、そういうことも十分勉強しながら今後は対応してまいりたい、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 財政状況などを勘案して、あらゆる分野でマイナスシーリングで予算編成をしながら、また物品購入などにつきましても、町内の中小零細業者に対しましても、相当な値引きなどをお願いしてきているような状況もある、こういった現状をかんがみまして、私は建設、土木の高過ぎる落札率とともに、この分野でも改善がやはり必要であるというふうに考えています。今後、関係する担当課、また企画財政課を中心に関係する担当課、今後の研究を強く要望しておきたいというふうに思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

2点目は、「支援費制度の問題点について」を挙げさせていただきました。

これにつきましては、前回は私は一般質問をさせていただいているんですが、今回はやはり社会保障構造改革の一環から、こういうふうに具体化されて、国庫負担減らされ、市場原理を導入した。このことによって、本当に多くの問題点を持つ制度となっている。一般質問させていただくんですが、部分、部分でこれまでしてきているという現状がありますので、今回はホームヘルプサービスに視点を置いて質問をさせていただきたいというふうに私は考えてこの通告をさせていただきました。

まず、1点目でございますが、サービス提供において十分な対応ができる状況にあるのか疑問を感じているところですが、斑鳩町の現状としてはどうなっているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ホームヘルプサービスのサービスの提供の関係でございますけれども、質問者もご承知をいただいておりますように、支援費制度につきましては、本年の4月からスタートをいたしております。支援費の決定等の関係等もご報告をしながらお答えをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず、5月末で居宅生活支援で50名の方が、そして施設訓練等の支援で40名の方の申請がございまして、支給決定をさせていただいております。そのうち、ホームヘルプサービスにつきましては、身体障害者の方で23名、知的障害者の方で15名、そして児童の方で6名の方に支給決定をさせていただいております。4月中にサービスを利用された方につきましては、身体障害者で3名の方、知的障害者の方で4名の方、児童

の方で3名となっているところでございます。5月に入りましてから、新たに身体障害者の方で12名の方がホームヘルプサービスの利用契約をされておられる状況でございます。

そして、サービス提供を行います事業所の数でございますけれども、本年の3月までは当町を営業範囲といたします業者としては2つの事業所しかございませんでした。県からも介護保険事業者に支援費への参入を働きかけられたことによりまして、現在では当町を営業範囲として指定されている事業所が、19の事業所にふえているところでございます。こういうことで、そういうサービス提供の事業者の整備も図られているのではないかなど、このように思っております。

そして、その事業所の中で現在斑鳩町の方がご利用をいただいているのが、3つの事業所ご利用をいただいているという状況でございます。そういう状況の中で、当町といたしましては、こういうホームヘルプサービスへの状況となっているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 2002年の内閣府から出ます障害者白書によりますと、在宅障害者535万6,000人、これに対しましてホームヘルパーは4万1,700人ということになっています。そして、とりわけその中でも、知的障害児（者）を対象とするホームヘルプサービスの専門的な勉強をしておられる方、そういった専門的な訓練を受けられた方というのは、いわば2002年の時点ですけれども、皆無に等しいというような状況になっていると思うんです。

そして、私介護保険制度のときにも言ったんですが、制度、制度、国からはそういうふうに制度がおりてくるわけなんですね。そして、町がそれについてやろうと、町が一生懸命努力していただいている、私らも大分いろいろなことを言いますのでね、町のほうも非常に努力していただいているということは理解はしております。けれどもね、やはりこういう制度の場合、その方の、ご本人の立場に立ってどうなんかということを私たちは常に考えているわけなんですけれども、この知的障害児（者）の方に、やっぱりホームヘルプサービスを町としても、事業者ですね、町社協なり、主にはちいろば園ですかね、提供していると思うんですけれども、やはりそういったところには高齢者介護とはまた違うものがあると思うんです。専門的な知識も必要だと思うんですね。

ですから、そういう障害者の関係のやっぱり研修を積んでいただく、そして利用され

る方のやっぱり利便性というものを図っていく努力をしていただきたいというふうに強く願っているわけなんですけれども、こういった専門的な訓練がなかなか施されていないという状況につきましては、町としてはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに知的障害の方に対しますそういうホームヘルパーのサービスにつきましては、かなりそういう専門的な知識とか経験等が必要になろうかと私どもも思っております。そういうことから、県とかに対しまして、また市町村の支援費制度の推進協議会というのもございますので、そういう協議会に対しまして、そういう養成をしていただく、また経験等を積んでいただく研修会等、講習会等をふんだんに開催をしていただくような形でということで、県とか市町村の支援費制度の推進協議会に対しまして要請をかけていきたいと、このようには思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長のご答弁にあるように、もちろん県なんかが主体的にそういうことをやっていただくということも大切だと思います。けれども、1つ私は提案しておきたいのは、斑鳩町で利用するとすれば、主にちいろば園、町社協などが考えられると思うんですけれどもね、これまで町の社協のヘルパーさんもかなり介護保険に向けまして講習を受けていただいて皆さんいろいろ勉強していただいたと思うんですね。けれども、障害者に関しましての知識とかということにつきましては、まだまだ不十分なところがあると思うんです。そして、逆にちいろば園というところにいらっしゃるヘルパーさんであれば、かなり経験を積んでおられる方がいらっしゃるのではないかというふうに考えるんですね。

やはり、ちいろば園のヘルパーさんと町社協のヘルパーさんなどが、ともに学習をして、いろいろ勉強を町社協のヘルパーさんもさせていただくんだというような形を町としても、やっぱり行政からこういうことは音頭をとってやらないと、事業者同士というのは非常に難しいと思うんですよね。ちいろば園さんにしたら、研修で教えるばかりとか、そういう立場に立つということになりますし、町社協さんも頼みはるといのは難しいんじゃないかな。やっぱり行政側から積極的にそういうことを町の社協のヘルパーさんたちにも勉強していただくというように汗をかいていただきたいなというふう

に思うんですけれども、そういったことは今後可能なかどうか、そういった考え方についてご確認をさせていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、おっしゃっていただけてますように、事業所がそういうことで、経験のある事業所が経験の足りないところの事業所を対象にしたような形での研修会というのは可能かと思うんですけど、ただそういう形でいきますと、養成を行える事業所というのは、私どもちょっと勉強不足かもわかりませんねんけども、県知事のそういう研修の事業所という指定を受けなければならないであろうと、このように思っております。だから、ちいろば園に対しましても、そういう知事から研修事業所として指定を受けていただくことも協議をさせていただく中で、今、経験の不足しているそういう事業所に対しての研修も実施をしていただけるような形で行政としても取り組めるような形ではやっていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） さらなる担当の熱意を持ったご努力を期待したいと思います。

。それでは、2点目に移らせていただきます。

ガイドヘルパー事業につきまして問題点を問うというふうに書かせていただいているわけなんですけれども、ガイドヘルパーというのは、主に重度視覚障害者、脳性麻痺等の全身性障害者に対しまして、これまで市町村の事業としてやってこられた経過があると思うんです。そして、市町村によっては知的障害者への派遣事業も独自に行っているというような状況があったと思うんですが、このガイドヘルパー事業としての問題点は町としてどのように考えておられるのかということをもまず聞きたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も申されてますように、ガイドヘルパーにつきましても、一応全身性の障害者の方とか重度の障害者の方もおられますし、また知的の障害者の方に対してのガイドヘルパーという形の分もございます。ただ、知的障害者の方を除きましては、県が実施を行いますそういう研修も修了した者ということでないと、ガイドヘルパーとしてはできないということにもなっているところでございますので、また先ほども申し上げましたように、全身性の障害者の方とか重度の視覚障害者の方、また知的障害者の方につきましても、そういう専門的な知識、また障害者の方にあ

った対応というのにも必要になってまいりますので、それらについて今現在、生駒郡内では、先ほど質問者も申されてますように、経験としてはちいろば園しかございません。

そういうことで、町としては、今現在100%そういうことでもしあればおこたえができるかどうかというのは、ちょっと現状ではまず100%おこたえはできないのではないかなとは思っておるんですけども、そういう形につきましては、先ほども申しましたような形での養成研修をさせていただく中で経験を積んでいただく中でガイドヘルパーの養成というような形では取り組んでまいらなければならないのではないかなとは思っております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、関係しますので3番目のほうに移らせていただきます。

支援費制度では、このサービスの中に移動介護という類型で新しく設定をされているわけなんですけれども、この移動介護について私は非常に問題点が大きいというふうに考えているんです。担当の方も非常に苦慮されることなのかなと思うんですけども、この身体介護を伴う移動介護、これにつきましては、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出に対して移動の介護を行うとされているわけなんです。そして、通年かつ長期にわたる外出、こういったものについては対象外となる、対象外とするとなっているわけなんです。

そうしますと、私非常に心配しているのは、知的障害児の方、また肢体不自由児の方なんか学校へ通われる、そんなときの送迎の問題、こういったことにつきまして、ですからこれは通年かつ長期にわたる外出であるという判断によって支援費制度が利用できない。ただ、せっかく障害者との契約制度やいうてこの制度をつくったけれども、障害者が自分の家族に頼らないで何とかそういう教育を受ける権利、義務を果たす、そういったものに毎日頑張っていこうという中でそういうサービスを提供できない。そして、何よりもそういう制度なのに家族に頼っている。家族に頼っている上に、もし家族が本当に長い期間、障害児の方をお持ちになって苦労されて、またそういったことで支援費制度になって利用料なども要ると、働きにも行かないといけないという状況になったり、そして斑鳩町でも以前に例があったと思うんですが、いつも世話をなさっているお母さんが急に病気で倒られたというようなときに、この支援費制度としてこういった移動介護が利用できるのかどうか、私はそこを非常に心配しているところなんです。

ども、この件につきまして、現状を見る中で、当町は今後サービスのあり方についてどのようにお考えになっているのかということをお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに質問者が申されておられますように、支援費の対象外の事業という形で今分布も列挙していただきました。しかし、こういう形の分で支給対象という形にはなっておらないわけでございますけれども、ただしこういう支給決定のできない事例でございまして、万が一保護者の方が病気や出産等で、一時的ですけれども行われる移動介護の関係につきましては支給にしてもよいということで我々も聞いておりますので、今おっしゃっていただいております通年かつ長年にわたる分につきましては対象外になっておりますけれども、そういう一時的なものにつきましては、移動介護につきましては対象という形で取り扱いをさせていただくということになっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そしたら、前段のそういういろいろな利用料などがかさみ、そしてまた家庭の状況ですね、経済状態、今の世の中の経済状況を見る中で、介護なさっている方が働けにいかないといけないというときには、その利用はできない。

そしてまたもう1つの問題点は、重度の障害者同士のご夫婦、奈良市にいらっしゃいますよね。ご出産なさって子どもさん育てておられる重度の障害者、テレビでも何回も紹介されてますので。そういった子どもさんが今度、親御さんが重度ですので、保育所行かれるのに送迎が必要というときに、それも利用ができない。障害者本人にしかこのサービスは提供されないというような、こういった問題は支援費の中でもいろいろあるわけなんですね。

私は、やはり契約制度の中でいろいろ、措置から契約と言われて、介護保険もそうでしたけれども、障害者の方にとってもこの問題については非常に大きな問題ではないかな。障害者の方が自立することを助ける、本当に助けることにはなかなかないのではないかなというふうに考えます。今後も、こういった問題につきまして、担当のほうでは研究をしていただきまして、やはり県と十分協議をする、県のほうへも声をどんどん上げていくという、そういった姿勢を持っていただきたいということをお願ひをしておきたいと思えます。

4点目のほうに移らせていただきますけれども、4点目ですね、障害者団体や自治体

の反対で居宅介護の限度額、このことにつきましては撤回に追い込まれたという状況があったと思うんです。個々の障害者に対しての上限の設定というのは、そのいろいろな運動によって見送られましたけれども、国の市町村への補助金交付基準として居宅介護の目安というのが設定されたと思うんです。一般障害者おおむね月25時間、視覚障害者月おおむね50時間、全身性障害者月125時間といった目安が市町村に示されていると思うんですけれども、この先にそういう上限を設定することについてそんな大きな運動があったわけなんですけれども、この目安が市町村に与える影響というのはどういうふうなことになるのか。そして、この目安を超えた場合、町は支援費支給をするのかしないのか、ここを確認させていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も申されてますように、国からそういう基準の概要が示されております。この概要につきましては、予算の範囲内で市町村間の公平、公正な執行を図るための基準であって、個々のサービスの上限を定めているものではないと。また、町における支給決定を制約するものではないと、このようにも聞いているところでございます。

そういうことから、町といたしましては、利用者の意向も踏まえ、また町といたしましても、そのサービス者の必要なサービス提供を受けていただく時間等もございまして、基準よりも上回る可能性もございます。そういう形の中でこういうことで支給決定もさせていただいておりますので、一応私どもといたしましては、国から概要が示されている町における支給決定を制約するものではないという、この考えからこの上限を超えるサービスの提供もあり得るし、またそういう形でサービスを受けていただく利用者の方々に対してのそういう負担もかかってこないというように考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、そういう目安にとられることなく障害者の方々のニーズにこたえていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、3点目に挙げさせていただきました「『教育特区』の小・中一貫教育について」を質問させていただきます。

昨年12月11日に成立いたしました構造改革特別区域法が4月1日から施行となりました。目的は、経済の活性化というふうに言われておりますが、私は特に医療や教育の分野では、この特区法というのはなじまないのではないかなというふうに思っている

ということをまず申し上げておきたいと思います。

それで、1点目なんですけれども、きのうの質問者に対しましていろいろなご答弁がされたと思います。けれども、きのうのお話の中では、現状の何が問題かというような観点がなかったと思います。私は、なぜ今の何がよくないのか、そして何を、それをどう考えてなぜそういうことを研究しようとしているのかということがよく理解ができないんです。ですから、この5月29日に小中学校5校の校長はじめ15名の委員による調査研究会を発足させ、1年間研究するとされているんですけれども、私はこの意味がよく理解ができないということを申し上げまして、教育長に問題点として研究の方向をお聞きをしたいと思うんです。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育特区について、どこに問題があってこの小中一貫教育を研究するのと、こういうお尋ねでございます。

私は、戦後から今日まで日本の教育というのは教育基本法を中心にして、大変すばらしい成果を上げられてきたというふうに思っています。日本の教育の中で、識字率は100%に近い、ほとんどの方が字を読めると、あるいは理解できるというような状況でございます。それから考えますと、日本の今日までの教育というのは非常にすばらしいものであるというふうに評価をいたしておるところでございます。

今回の教育特区の取り組みについてでございますが、これは昨日にも質問いただいておりますので、その方と重複するところもあるかと思いますが、ご了承いただきたいというふうに思っています。

私どもが考えております第3次斑鳩町総合計画「教育・人づくりの充実」の基本方針に、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、みずから学ぶ力をつけていけるよう、自然や歴史、あるいは文化などにふれる体験学習や国際化、情報化など時代の潮流に対応していく取り組みを進める。また、学校教育の充実の中には、時代の潮流に対応した教育を進めるとともに、一人一人の個性や自主性、創造性を高める教育を推進すると、こういうふうでございます。

私どもといたしましても、現在もこの推進に努めているところでございますけれども、より積極的に推進いたしまして、教育の一層の活性化を目指すためにも、思い切った発想の転換も必要ではないかというふうに考えているところでございます。その1つとして、新しい観点、新しい視点を持った時代の動きに応じた教育を研究していくもので

ございまして、これを小中一貫教育に求めようと、こういう考えでございまして。

世界遺産を擁し、歴史と文化がくらしの中に息づくまちづくりを標榜する斑鳩町が、教育におきましても先進的な研究に取り組み、これまでの小中学校の教育を整理いたしまして、それぞれのよさを生かした魅力ある授業、魅力ある学校を、従来の6・3制にとらわれず、9年間のスパンで創造する小中一貫教育を研究していこうとするものでございまして。

以上でございまして。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） きのうの質問者にも教育長そういうふうにお答えになられてまして、ほぼですね。教育長は、2点目に私書かせていただいておりますように、メリットの部分ですか、この小中一貫教育の研究をし進めていく上でのメリット部分のことを非常に強調されているというふうに思うんですが、私は逆に、非常に、何て言うのかな、国とか財界なんかが示してきている習熟度別授業でエリートをつくっていこうというような、そんな最終目的が何かちらついて仕方がないということを感じるわけなんですね。やっぱり子どもたちにとってどうあるべきか。どうあるのが一番いいのかという視点が最も優先すべきことではないかなというふうに考えるんです。

そして、今、基礎、基本というのがわからない子どもさんがたくさんいらっしゃるんです。完全学校週5日制ですね、これで授業時間減りました。そして、総合学習では年間105から110時間の時間が教科指導から削られているんです。そして、なおかつ40人学級は堅持する。こういう中で、学校で教わること3割減らされた。だけど、受験に必要な知識であるとか、社会で必要な知識は減らされてないわけですよ。こんな中で、本当に私は今の教育のあり方自身に大きな疑問を感じているわけなんですね。

いろいろこういう研究するて言わはるんですけど、高校入試とか大学入試のシステムが変わらなければ、こういうことを導入されても、私は今以上に子どもさんや保護者が戸惑うばかりではないかなというふうに感じているんです。それ以上にメリットがあるというふうに本当に判断されているのかなということ、さらに疑問を私は感じるわけなんですから。

その次に書いております教育講演会ですね、これ非常に私、ぜひ参加させていただこうと思っているんです。内容については、きのうの質問者にある程度お答えになられておりますし、それ以上の答弁は求めようとは私も思っておりませんので、また参加をさ

せていただいて別の機会にまた感想を述べたいというふうに感じております。

この奈良県教育特区検討委員会にも参加すると、斑鳩町のほうでは、そういうふうに町長の提出議案説明に書かれていたと思うんですけどね、奈良県が教育特区としまして特区研究開発校制度、学習指導要領によらない教育課程の編成が可能な高校の設置ということで挙げているわけなんですけれども、私非常に、何ていうのかな、開発していく、研究開発校をつくる。そして、すごく前、前向いて行こうとする。その前向いていくのもいいんですけども、以前から私ずっと何回も議会で取り上げてます不登校の問題、不登校の子どもさんたくさんやっぱりふえてきているという中で、何とかこの不登校の子どもさんたちに何かでけへんのかなと私ずっと考えてきてたんですが、今度の教育特区を利用して大和郡山市がこの不登校の児童生徒を対象に、いわゆる一般的に言われるフリースクールのような形のもの、これは、でも、学級制をとられてきちんとされると。市長さんも、学籍を二重に獲得できるようにさらに緩和していただけるように要望していくんやというようなことも言われておりましたけれども、この取り組みについては非常にいい取り組みだなあというふうに感じているんです。

教育特区で規制緩和されるといろんなことができる。弾力的な運営ができる。そういった中で、そういう、前に教育長にも申し上げたと思うんです。学校に行けなくてオール1の通知表をもらった子どもさんの気持ちがわかりますかということも前にも言ったと思うんですよね。そのときに、進路ですね、中学3年生になったら進路があります。そのときにも簡単なパンフレットを2部ほどいただいたと。オール1の通知表を置いて帰られたというお母さん、子どもさん。その子どもさんは、東大阪にあるフリースクールに通っておられたわけなんですけれども、そのときに思ったのは、親に経済力があってフリースクールに行かす能力があれば、そうやってどっかで何かできる。だけど、経済力のない親は何もしてやれない。そしたら、不登校になったら家の中閉じ込めとくしかない。そのままほっとくのかな。お金があるからできる、お金がないからできないということで片づく問題ではない。やはり、特に義務教育の間、やはり子どもさんたちは教育を受けてもらわないといけない。そして、一人一人がやっぱり大切にされるような教育とならなければならぬ中で、この教育特区、私は小中一貫教育、こういったものより、郡山市が特区申請されようとしているような、こういう不登校の子どもさん、学力がつかないまま、学校に来ないまま卒業証書を渡して、オール1の通知表を渡してずっと、こんで中学校済んだというような、こんな状況でほっとくというようなことを、

このことのほうがもっと考えていただきたいというふうに私は思っているんです。

こういう研究される中で、特に県のほうの検討委員会にも参加される中で、ぜひこの視点も教育委員会として持っていただきたい。そして、斑鳩町の研究会でも、この問題について、ここにも光を当てていただきたいということをお願いをしたいと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 不登校の子どもたちのことでございます。これは、確かに郡山市は不登校の子どもたちを普通学級の分級といたしますか、そういう形でとらえてきているというのがございます。

斑鳩町も、不登校の子どもたちを何も対策せずにはおいておくということではなしに、やっぱりスクールカウンセラー等も配置いたしまして、子どもたちの悩みを聞くという場を持ってありますし、あるいは小学校でもそうした人を置きながら子どもたちの相談相手になってきたというような経緯もございます。しかし、義務教育としては、やはりすべての子どもたちが学校に来ていただく、こういう努力を学校は常にいたしておりますし、休んだ場合に家庭訪問しながら子どもたちと対話を重ねています。また、子ども同士が、やっぱりその家庭を訪問して、その子どもが来やすいようにということで今努力をさせていただいております。また、校区につきましても、やはりその学校でどうしても行きにくいんだという場合に、その校区から外れて他の学校へ行っているという状況もございます。そうしたことを緩和しながら、子どもたちがよりその学校に来れるような対応をさせていただいております。しかしまだ、十分にそれを全部クリアできているという状況でないのは事実という理解をいたしております。

あるいはまた、中央公民館のほうで悩み事相談の先生もいていただきまして、今日まで不登校の子どもを3年間ご指導いただいて、ことしですか、4月に高校に進学したという事例もございます。そうしたことをしながら不登校対策をやっているわけでございます。

今回のこの小中一貫教育取り組みにつきましても、今申し上げましたように、やっぱり生徒指導の一貫性というものがこの中に出てくるというふうに思っておりますから、小学校から中学校へのスムーズな移行ができるのではないかなというふうに思っています。

そうしたことから、一定の成果、あるいは不登校の解消にもつながっていくのではない

いかというふうに思ってますし、そういう期待をしているところでございます。

それから、先ほど、現在の教育について疑問があるという習熟度のことをおっしゃっていただいたと思うんですが、これは今回の学習指導要領の中で、今日までの平等性というものをもう一度見直そうやないか、こういうことから、できる子にはどんどん学習していただいて、高校2年生から大学でも受けれるようなそういう制度に変わられたわけでございます。

そして、ついていけないといいますか、これについてはやはり少人数学級をつくって、そして基礎、基本をしっかりどの子にも理解、勉強していただくということで、小人数学級の制度を取り入れてもらっています。

そうしたことで、やはり今回の教育改革の中で一番基本とされているのが、先ほど議員もおっしゃったように、基礎、基本をしっかり子どもたちに習得していただくということが原則となつてございますので、そうした意味でやはり基礎、基本をしっかり学習していただいて、そして次のステップに進んでいただくということが大事ではないかなというふうに思っています。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 習熟度別につきましては、今教育長申されましたけど、私心配しているのは、最終的に、斑鳩町に5校ありますが、小中一貫で各校に振り分けられましたら、東の端から西の端まで行かなあかんとか、そういう単に希望だけ聞いていけるんだったらいいんですけど、その習熟度別というのがその学校単位でできてきたときに、斑鳩町の中で高校みたいなことになるんじゃないかということを心配していると。そこへ行き着いてもらっては困るということを申し上げたつもりなんですけれども、そのことについては私は心配をしているということを意見を申し上げときたいと思います。

それと、不登校の子どもさんにつきましては、るるご答弁いただきましたけれども、郡山市実は私は視察に行つてまいりました、教育委員会に。そのときに、郡山市でやっぱりお聞きしたところによりますと、適用指導教室、平成9年からやっておられますが、ここで完全復帰した児童生徒さん、11.1%。これはやはり効果としては、最も効果が高いと、不登校の子どもさんにとっての手だてといたしましてはね、というふうに考えていると。部分復帰は50%を超えているというふうにおっしゃっております。

ですから、ここにこの特区の制度を生かして、ここにやっぱり光を当てて頑張ってや

っていきたいんだという。そして、臨床心理士の方も対応されておりまして、特区申請承認されましたら、この臨床心理士の方による掘り起こしもやっていくんだという意欲を郡山市では見せていただいた、視察に行っただけ。いろいろ意欲を見せていただきました。ぜひ、この部分について当町も忘れてもらっては困る、こういう積極的な取り組み近隣でされるということについてやはり研究していただいて、斑鳩町が単独で難しいということであれば、この特区の規制緩和を利用していただきまして、生駒郡でとか、教科書採択は生駒郡としてやっておられますしね、その生駒郡で何とかできないかとかね、そういった視点を持ってやっぱり研究していただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

では、4点目の「教育基本法改正と教育改革について」を質問させていただきたいと思います。

現行の教育基本法は、制定から56年経過していますが、憲法の本質にのっとり、私は高く評価できるものというふうに考えています。この今回の教育基本法改正につきましては、首相の私的諮問機関である教育改革国民会議でのいろんな議論を経まして、文部科学大臣の私的諮問機関である中央教育審議会へ諮問されまして、昨年の中間報告を経て3月20日に答申が出された。私は、教育改革とともに、この教育基本法改正の問題については、いろんな問題点があるというふうに考えているわけなんですけれども、簡潔で結構です。1番目の教育の基本理念に新たに規定されるもの、これは8項目あると思いますが、これの考え方につきまして教育長の見解お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回の中央教育審議会によりまして、「新しい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」答申が出されたところでございます。この中で、本答申に基づきまして、教育基本法の改正案を今政府内で作成されております。国会のほうで審議されるということになっていくというふうに思っています。

この答申の内容のうちで教育の基本理念に新たに規定すべきものと挙げられております理念に対しまして、私の考え方についてどうかというお尋ねでございます。これは現行法に規定されている理念であります、「教育は人格の完成を目指し、心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものである」という理念は引き続き規定することが適当であるとされた上で、新たに8つの理念を教育基本法の前文や、あるいは各条文に規定をすることが必要とされたものでございます。

その8つの基本理念というのは、1つに、個人の自己表現と個性・能力、創造性の涵養、2つ目に、感性、自然や環境との関わりの重視、3つ目に、社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養、4つ目に、日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養、5つ目に、生涯学習の理念、6つ目に、時代や社会の変化への対応、7つ目に、職業生活との関連の明確化、8つ目に、男女共同参画社会への寄与となっております。この1つ1つにつきまして私の考え方を申し上げるべきでございますが、簡単に総括的にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回のこの答申が出されますまでに、昨年11月に中間報告があったところでございますが、そのことについての一般質問がありました際にもお答えしたところでございます。その中間報告で明らかにされました改正の視点、これは「信頼される学校教育」の確立をはじめ7つの視点が挙げられていたところでございます。今回の最終答申におきましても、この視点についての変化はございません。このことも含みまして、先ほど紹介させていただきました今回新たに規定すべきとされた8つの基本理念につきましては、いずれも新しい時代の到来におきまして、その理念を明らかにしておくべきものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 一応教育長の見解を聞かせていただきましたけれども、私自身は、この追加される理念、見させていただく中で、非常に徳目主義に過ぎるというふうに感じたわけです。そして、尊重する、愛する。何かを愛したり尊重したりすることは、一人一人の人間の内心にかかわることで、ある対象に対して愛したり尊重したりする自由があるとともに、愛さない、尊重しない自由も人は持っていると思うんですね。この内心にかかわることまでこういうふうな形で法律に規定をしていくということにつきましては、内心の自由を侵すという憲法第19条に抵触する恐れがあるのではないかとこのように私はこれを見て感じたわけです。多くの心のあり方を法律に書き込むというのはやっぱり問題じゃないかな。道徳の学習指導要領であったり、通知表の行動の記録であったり、こういったところに目にしているのはレベルの違う問題であるというふうに感じるんです。そういった問題点を私は指摘させていただいておきたいというふうに思います。

そしてまた、2つ目ですが、各条項を、前文で追加されるもの、そしてまた削除され

るものというふうにあるんですが、非常にたくさんありますので、特にここで取り上げたいのは、追加される家庭教育について、家庭の責任、家庭の役割というものを明記すべきというふうにされているんですけども、家庭の問題に、これ法律ですので、家庭の問題に国家が踏み込むというような、そういったのは過剰な介入ではないかというふうな、私はこれを読んでおりました感じたわけなんですけれども、やっぱり法律が関与できる範囲、法が規定すべき範囲というものがあると思うんですが、私はその範囲を超えてもらっては困る。この基本法きちんと、改正されるときに、やっぱりこれは論議がされるというふうに思うんですが。

また、削除されるほうには、現行法第5条の男女共学、この規定を削除する。このことにつきましては、男女共学の趣旨が広く浸透し、性別による制度的な教育機会の差異もなくなっているということを経由されているんですけども、まだまだ今後、斑鳩町でも男女共同参画社会につきまして条例制定もされておられません。これから条例制定もし、その社会の実現に向けてまだまだ努力をしようとしているところです。そして、教育制度や教育課程になお私はジェンダーバイアス・性的偏見というものは存在しているというふうに感じてます。こういった問題を払拭する観点から、この削除ということにつきましても問題があるのではないかというふうに考えております。このことにつきましては教育長の見解も聞いたんですけども、時間が余りありませんので、非常に申しわけないんです、私自身が感じました見解について述べさせていただくということにさせていただきたいと思います。

それと、この教育基本法について、私、日本教育新聞をとらせていただいているわけなんですけれども、この新聞社が主催をしまして、7党の国会議員が教育基本法をめぐりまして座談会をされたという中で、足並みがやっぱり各党そろっていない。与党であっても足並みがそろっていないという状況にあるというふうに記事に書かれております。自民党、保守新党さんは、改正に意欲的であると、公明党さんは、反対ではないが、国民的な議論が必要だというふうに言っておられます。民主、自由党さんは、独自案を提出すると。共産党、社民党につきましては、今の新しい答申について問題ありというふうな見解を出している、こういうような国会の場でもこういった議論がされているということにつきましてお考えをいただきたいと思います。

すみません、時間がないので3番目に移らせていただきますが、この福岡市立の小学校の通知表なんです。ここに社会科の観点を評価するところに、我が国の歴史や伝統を

大切にし、国を愛する心情を持つとともに、平和を願う世界の中の日本人としての自覚を持つとうとするというような評価、学習の到達度を評価する、ここはA B Cで評価するらしいんですけどね、福岡市立の小学校で通知表にこういった心情まで評価するというような状況が出てきてます。福岡市立だけではなくて、柳川市や埼玉県下、京都府の一部、いろんなところでこういった通知表が出てきているわけなんですけれども、これについて教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） まず、1点目の教育基本法の今回の改正についての考え方でございますが、今もおっしゃっていただいたように、私もニュースで見させていただいて、おっしゃっているような状況であるというのは理解をいたしております。やはり、これからの教育を進めていく一番基本でございますし、また日本の国を守っていくということからも大事な教育の基本法でございます。十分議論していただいて、よりよい法律をつくっていただくようお願いを申し上げたいというふうに思っています。

それから、今、ご指摘いただいております福岡市立小学校の通知表の社会の観点の評価項目の中に、今おっしゃった我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を持つとともに、平和を願う世界の中の日本人としての自覚を持つとうとするという項目で評価基準を挙げられております。この評価について私の考えはどうかということでございます。

これは非常に微妙な問題でございますが、一方ではこのたびの中央教育審議会の「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」という答申が挙げられておりますように、その中で「伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」という趣旨をいち早く取り入れられております。歴史や伝統を大切にして平和を願う心を育もうとする熱心さのあらわれということも考えられますけれども、教育の基本的な目標であります観点別評価の対象としては、評価の判断を行うに当たって、やっぱり具体的な根拠というものが非常に乏しいのではないのか、難しいのではないかという気がいたします。

当町におきましては、各学校でこうした評価の観点項目は設定しておりませんが、今後におきましても、やはりこういった観点評価については適切に対応をしていきたいというふうに考えております。

なおまた、私はやっぱり国を愛する心を持つことは大切だというふうに思っています

。朝からの質問者の中でも申し上げておりますように、やはり公共施設の中で落書きをするということは、公共心といいますか、そういうものが欠落しているのではないかなという気もいたします。以前にも申し上げておりますように、やはり家庭教育の中で、家庭の家族を愛する、あるいは家庭を愛することがひいては町を愛し国を愛していくというふうになっていくのではないかなという気がいたしますので、私はやっぱり国を愛する心というものを最終的な目標といいますか、そういうものを大事に持って生きなければならぬのではないかなというふうに思っています。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） もう時間がありませんので、「心のノート」のほうにつきまして、ちょっと申し上げておきたいと思います。

この「心のノート」の採用につきまして、私はまだ今非常に疑問を持っております。教育委員会にはこれまで、文部科学省からこの「心のノート」について依頼、事務連絡、照会という形で文書が来ておりますが、これについては通達のような取り扱いをされているのではないかというふうに感じております。この問題点がたくさんある「心のノート」について、教育委員会としても確かな研究をしていただきまして、位置づけについても留意をしていただきまして、慎重に取り扱われることを要望をさせていただきまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明11日は休会、12日は午前9時から厚生常任委員会の開催を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。本当にごくろうさんでございました。

（午後4時15分 散会）